

令和3年度 第2回豊中市介護保険事業運営委員会 会議次第

日時：令和4年(2022年)2月21日(月)

午後2時～

場所：第2庁舎3階 大会議室及びZoom

< 議 題 >

1. 豊中市の現状と近隣市との比較について【資料1】
2. 第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の進行管理について【資料2】
【参考資料1】
3. 令和4年度から変わる総合事業のかたちと
介護予防ケアマネジメントBの新設について【資料3】
4. 特別養護老人ホーム入所申込状況について【資料4】
5. 各部会の報告について
 - ・生活支援サービス部会【資料5】【参考資料2】
 - ・地域密着型サービス運営検討部会【資料6】
 - ・地域包括支援センター運営協議会【資料7】
6. その他

豊中市介護保険事業運営委員会委員名簿

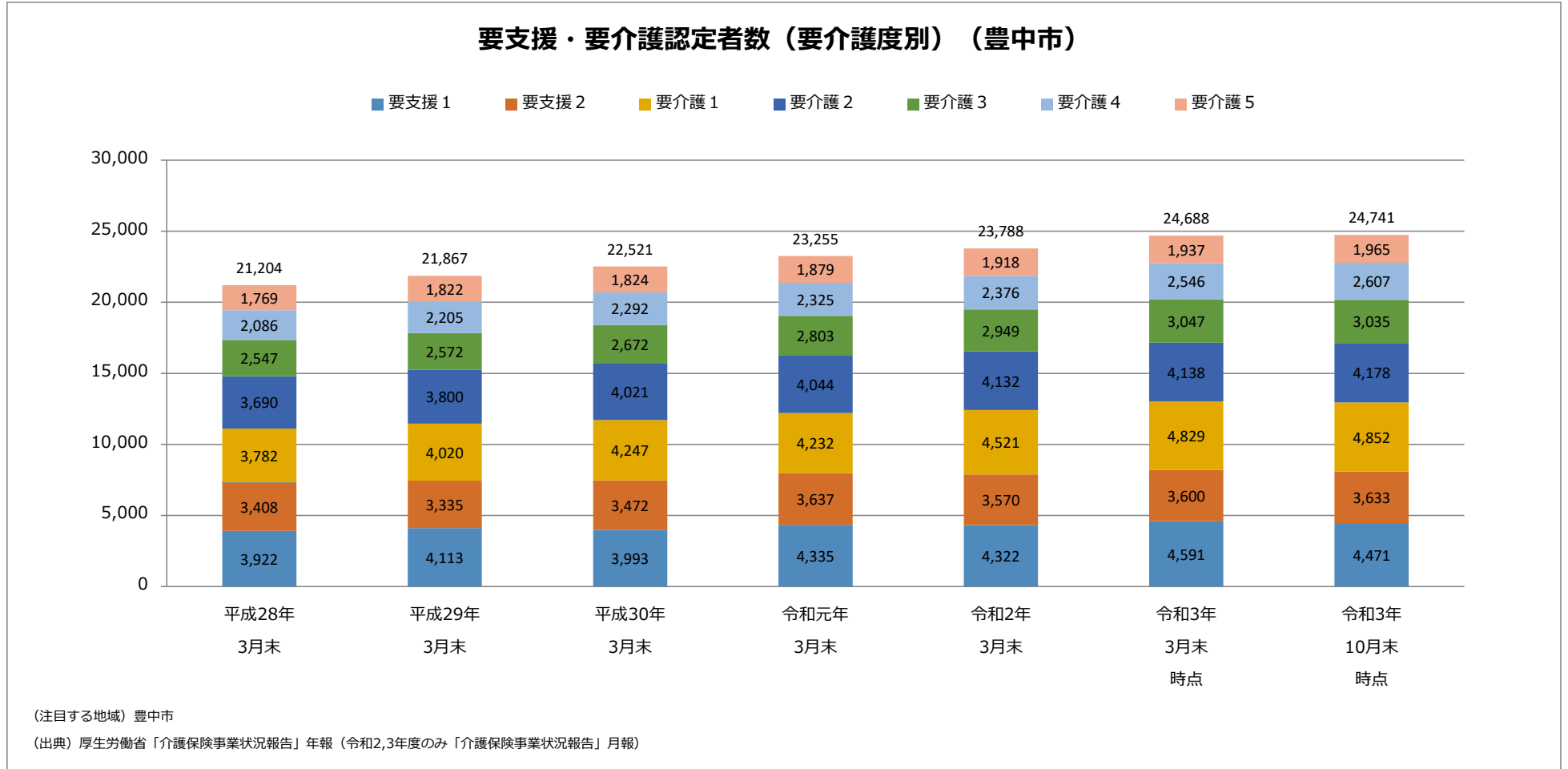
令和3年7月1日時点

委員定数……15名（敬称略）

区 分	職業・役職等	氏 名
学 識 経 験 者	桃山学院大学教授	お 小 の 野 たつ や 達 也
	大阪人間科学大学教授	おお 大 の 野 ま ど か
	大阪人間科学大学准教授	はた 秦 やす 康 ひろ 宏
保健医療又は 福祉の関係団体	豊中市医師会副会長	つじ 辻 つよ 毅 し 嗣
	豊中市歯科医師会会長	こん 近 どう 藤 あつし 篤
	豊中市薬剤師会会長	あし 芦 だ 田 やす 康 ひろ 宏
	豊中市社会福祉協議会常務理事兼事務局長	いま 今 い 井 まこと 誠
	豊中市民生・児童委員協議会連合会理事	た 田 ぐち 口 まさ 雅 え 枝
サービス事業者の代表	(株)IC life design (豊中市介護保険事業者連絡会会長)	の 野 つ 津 あき 昭 ひさ 久
	(株)インステップ (豊中市介護保険事業者連絡会副会長)	おお 大 つき 槻 よう 洋 すけ 介
	(株)BENECT (豊中市介護保険事業者連絡会副会長)	むら 村 かみ 上 いきお 功
医療保険者の代表	健康保険組合連合会大阪連合会事務局長	にし 西 もと 本 だい 大 すけ 輔
被 保 険 者	第1号被保険者(市民公募)	なか 中 つかさ 務 きみ 公 こ 子
	第1号被保険者(市民公募)	うえ 上 だ 田 ゆき 幸 お 雄
	第2号被保険者(市民公募)	ひ 樋 ぐち 口 よう 陽 こ 子

豊中市の現状と近隣市との比較について

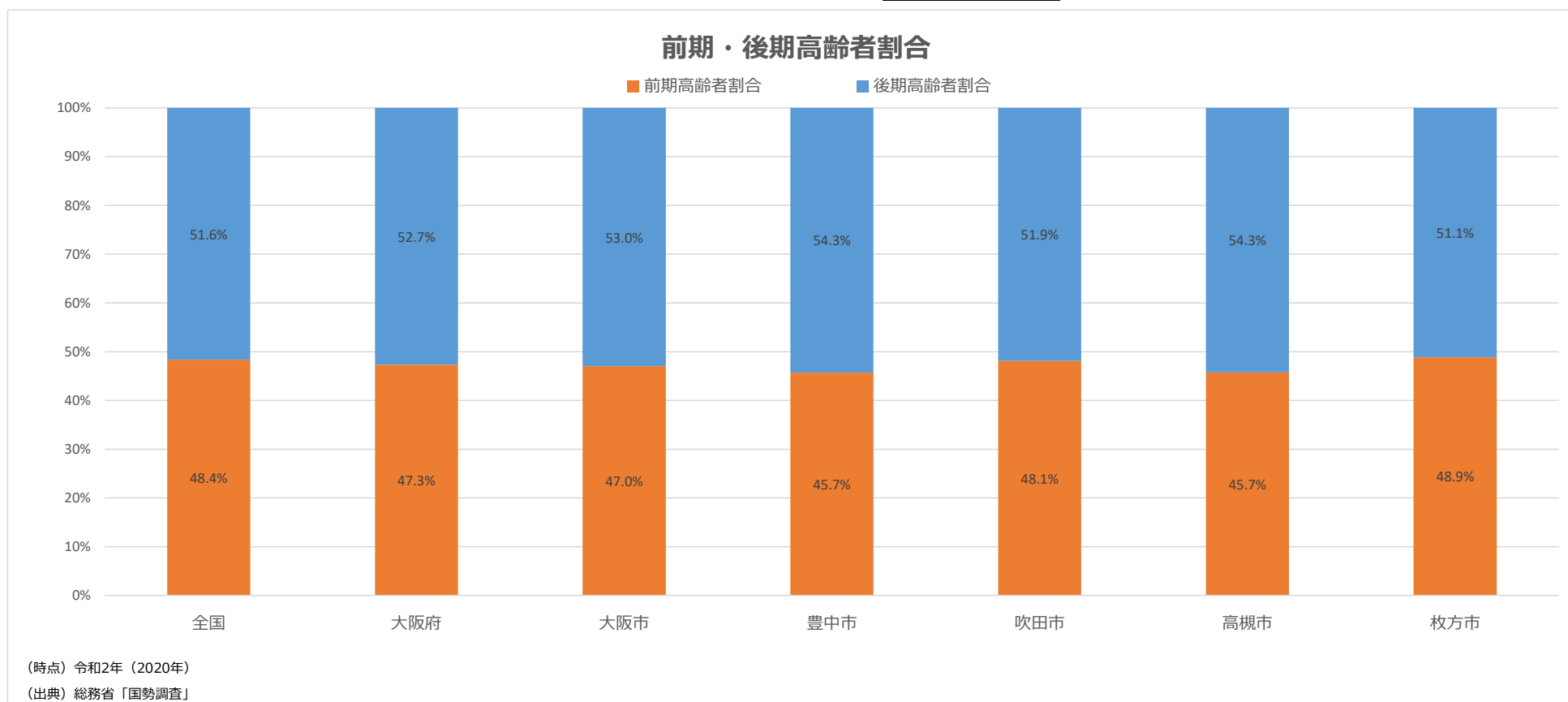
1. 豊中市要支援・要介護認定者数の推移



○要支援1の認定者数が減少している理由は、認定期間中にサービスを一度も利用していない方について更新の事務を見直したため、減少したと考えられます。

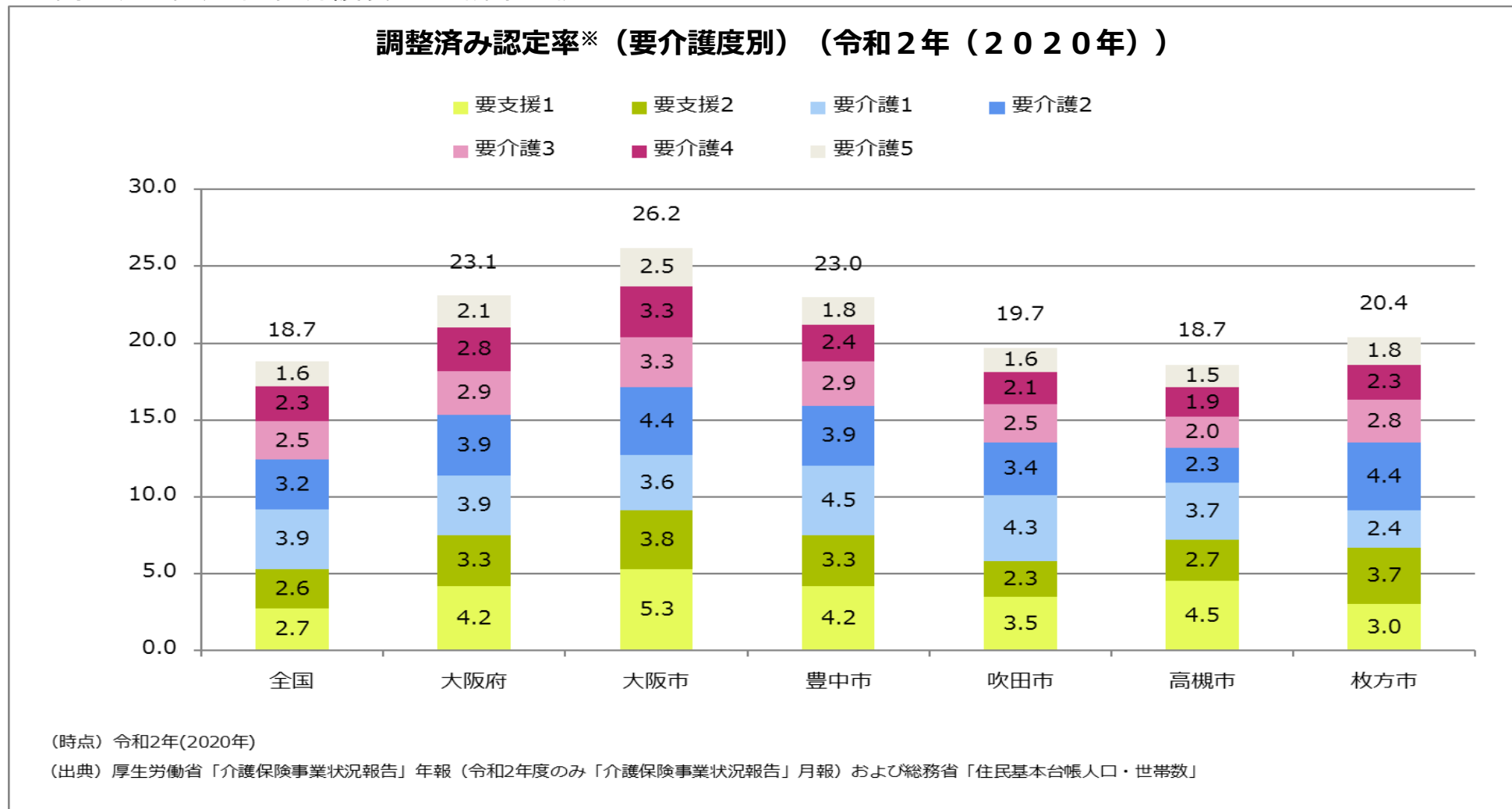
2. 前期・後期高齢者割合近隣市比較

	全国	大阪府	大阪市	豊中市	吹田市	高槻市	枚方市
総人口（人）	126,146,099	8,837,685	2,752,412	401,558	385,567	352,698	397,289
65歳以上人口（人）	35,335,805	2,361,723	676,821	105,379	88,508	102,233	110,284
高齢化率（%）	28.0%	26.7%	24.6%	26.2%	23.0%	29.0%	27.8%
65歳以上75歳未満人口（人）	17,087,063	1,117,981	318,243	48,179	42,579	46,763	53,906
75歳以上人口（人）	18,248,742	1,243,742	358,578	57,200	45,929	55,470	56,378
前期高齢者割合（%）	48.4%	47.3%	47.0%	45.7%	48.1%	45.7%	48.9%
後期高齢者割合（%）	51.6%	52.7%	53.0%	54.3%	51.9%	54.3%	51.1%



○近隣市に比べ、後期高齢者数の割合が高くなっています。後述、4. 高齢者独居世帯の割合に影響を与えていると考えられます。

3. 調整済み認定率(要介護度別)近隣市比較

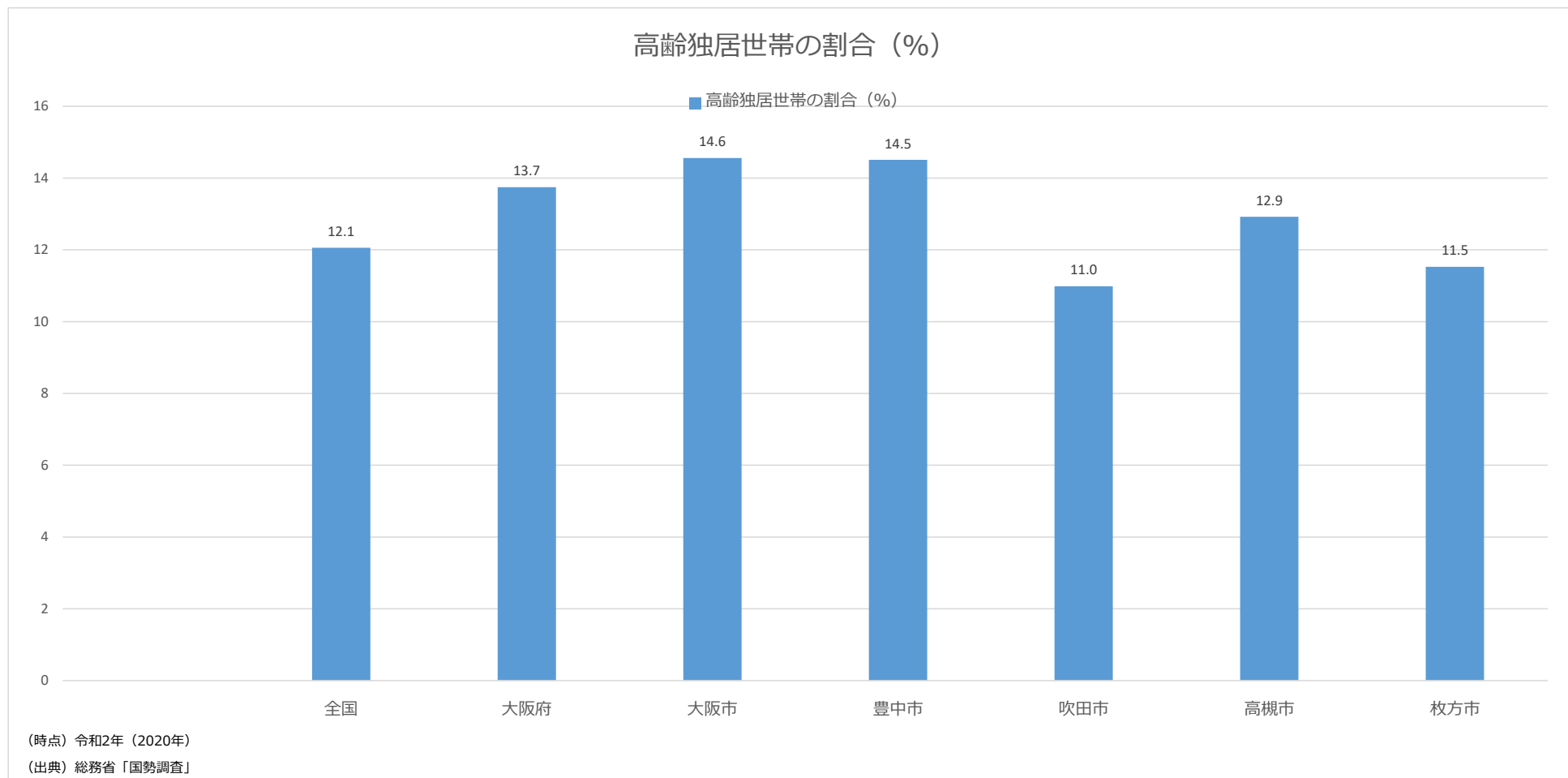


○当市の状況は近隣市(大阪市を除く)と比べ、認定率が高い結果となっており、認定率に影響を与えている要因として、軽度者割合及び医療・介護供給体制などが考えられます。また、令和4年度以降については、通所訪問型短期集中サービスによる生活機能改善を促進し、要介護状態になることを予防していきます。

※調整済み認定率:年齢構成と性別が認定率に与える影響を除外した場合の認定率

4. 高齢者独居世帯の割合近隣市比較

	全国	大阪府	大阪市	豊中市	吹田市	高槻市	枚方市
高齢独居世帯の割合 (%)	12.1	13.7	14.6	14.5	11.0	12.9	11.5
高齢独居世帯数 (世帯)	6,716,806	567,399	213,260	25,642	19,773	19,720	19,836
総世帯数 (世帯)	55,704,949	4,126,995	1,464,615	176,759	179,962	152,637	172,035

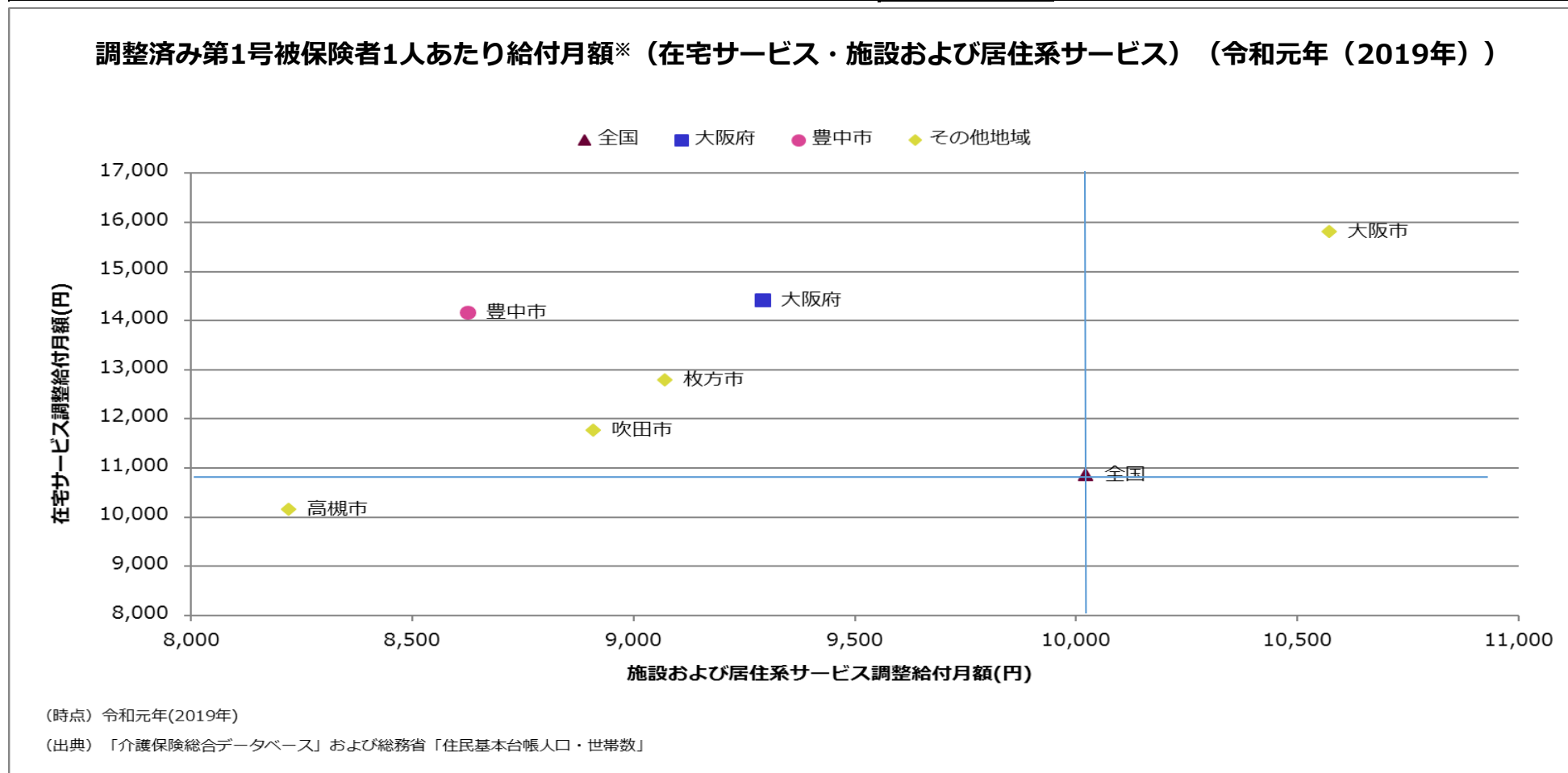


○近隣市よりも、総世帯数に占める独居高齢者割合が高くなっています。高齢者の年齢が高くなれば独居の割合が高くなる傾向があり、当市は後期高齢者割合が高いことから、独居高齢者割合も高くなっていると考えられます。

全国参考: 65歳以上世帯総数に占める65歳以上単独世帯割合20.28% 75歳以上世帯総数に占める75歳以上単独世帯割合23.33% 85歳以上世帯総数に占める85歳以上単独世帯割合28.41%

5. 調整済み第1号被保険者1人あたり給付月額(在宅サービス・施設および居住系サービス)近隣市比較

	全国	大阪府	大阪市	豊中市	吹田市	高槻市	枚方市
在宅サービス(円)	10,859	14,426	15,814	14,173	11,773	10,156	12,791
施設および居住系サービス(円)	10,022	9,291	10,571	8,624	8,908	8,221	9,071



○本市は、施設および居住系サービスが全国平均より少なく、在宅サービスが全国平均より高くなっています。在宅サービスが高い要因としては、重度の独居高齢者の増加と給付費の上昇に相関関係があるため、本市においても影響があると考えられます。

※調整済み第1号被保険者1人あたり給付月額: 性・年齢構成・地域区分単価の影響を除外した場合の給付月額

6. 人口10万人あたりの事業所数近隣市比較

令和2年度末

サービス種類		全国	大阪府	大阪市	豊中市	吹田市	高槻市	枚方市
主な居宅系サービス	居宅介護支援	16.0	21.7	52.1	38.3	28.4	21.9	37.8
	訪問介護	13.9	28.7	77.1	44.7	32.7	27.9	46.0
	通所介護	10.0	9.0	15.7	15.4	12.8	14.8	17.3
	短期入所生活介護	4.4	3.1	5.6	5.4	5.1	3.7	6.3
	地域密着型通所介護	7.9	9.2	21.3	12.2	13.8	16.0	21.8
	小規模多機能型居宅介護	2.2	1.2	2.6	4.9	1.9	2.6	2.0
	福祉用具貸与	2.9	4.8	12.1	7.1	5.3	4.0	7.3
主な施設系サービス	介護老人福祉施設	6.3	4.7	5.0	3.4	4.3	4.0	4.2
	地域密着型介護老人福祉施設	1.0	0.8	0.5	2.2	1.6	2.3	1.8
	介護老人保健施設	1.7	1.3	3.1	2.4	1.9	2.3	2.3
主な居住系サービス	特定施設入居者生活介護	2.3	2.1	5.4	4.4	2.7	3.7	5.3
	認知症対応型共同生活介護	5.6	3.9	8.3	7.1	4.5	9.4	8.5

○居宅系サービスのうち特に訪問介護事業所・小規模多機能型居宅介護事業所の数が多く、地域密着通所介護については近隣市と比べて事業所数は少なくなっています。

○施設系サービスについては、介護老人福祉施設が全国・府平均及び近隣市と比べて少なくなっていますが、一方で地域密着型介護老人福祉施設は全国・府平均及び近隣市の中では高槻市に次いで多くなっています。

○特定施設については、全国・府平均を上回っており、大阪市・枚方市に次いで多くなっています。

基本目標1
人生100年時代を見据えた生涯現役社会の実現

1) 健康づくり・介護予防の展開		令和3年度主な実施状況・取り組みの評価	令和4年度以降の課題・方向性	評価
健康づくり・介護予防に取り組む高齢者が増加し、高齢者一人ひとりが活動的な生活習慣を実現するとともに、心身機能の維持・向上を図ることができるよう、健康づくりと介護予防を一体的に展開します。				
(1) 健康づくりの推進【重点的な取り組み】				
健康寿命の延伸に向け、「豊中市健康医療戦略方針」及び「豊中市健康づくり計画」の推進を通じて、健康への関心の有無などに関わらずあらゆる世代が健康につながる環境づくりや生活習慣病の発症予防や重症化予防に取り組みます。				
No	取り組み事項及びその内容	令和3年度主な実施状況・取り組みの評価	令和4年度以降の課題・方向性	備考
1	生活習慣病等の予防			
	生活習慣病予防、疾病予防に関する普及啓発に向けた取り組みの拡充を図ります。また、特定健診や各種がん検診等、事後指導に関する周知啓発及び受診しやすい体制づくりに取り組むとともに、受診率の向上を図ります。（けんしんの無料化・個別化）	<ul style="list-style-type: none"> ●特定保健指導においては市ホームページの更新、パンフレットの刷新により周知啓発を工夫しました。8月よりICTを活用した保健指導を導入し、コロナ禍においても保健指導を利用しやすい環境づくりに取り組みました。 ●市内医療機関で豊中市が実施するすべてのけんしんが一部負担金なしで受診できるようになり、より受診しやすい環境整備に取り組みました。 	<ul style="list-style-type: none"> ●特定保健指導においては健診結果をわかりやすく案内し生活習慣改善のきっかけとするなどの周知啓発の工夫や、市内医療機関との連携強化により利用増をめざします。 ●受診しやすい環境になったことを、より分かりやすく市民に周知するとともに、豊中市医師会、市内医療機関と連携し、受診率向上をめざします。 	
2	地域での健康づくりの展開			
	行政、家庭、学校、地域、職場、関係団体・機関など社会全体で、市民一人ひとりの健康づくりを支援する体制の構築・充実を進めるとともに、健康づくり推進委員会などのボランティアの活動を支援し、地域での健康づくり運動を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●健康づくり推進委員会では、各地域において健康教室を実施しました。 【実績】R2年度：開催数 9回 のべ参加人数104人 R3年度：適宜開催（年度末集計予定） 運動・食育・歯科など健康づくりに関する幅広いテーマを取り扱いました。また、全市事業として健康づくりの講演会を実施し、健康づくり推進委員会活動の周知啓発を行いました。 ●小児期から健康的な行動を選ぶことができるよう、次世代育成を行うため、保健所が作成した動画による健康教育を実施しました。 	<ul style="list-style-type: none"> ●健康づくり推進委員会は、“けんしん”の啓発活動を軸に、地域の特性に応じた健康教室など、地域に根差した活動を行っています。令和4年度から事務局は豊中市医療保健センターになりますが、今後も市民の健康づくりに資する活動を豊中市保健所として支援していきます。 	
3	いきいき血管プロジェクトの推進			
	「いきいき血管プロジェクト」を推進し、若年層や健康無関心層にも働きかける取り組みを推進します。関係主体と連携しつつ、減塩、禁煙、高血圧などの各テーマに沿った取り組みを進め、得られた成果を拡充します。	<ul style="list-style-type: none"> ●たばこ：「豊中市健康及び安全のための総合的なたばこ施策の推進に関する条例（愛称：スマイルクリーン条例）」が令和3年4月1日より施行。市内8駅周辺を新たに路上喫煙禁止区域に指定し、公園や屋外競技場も禁煙としました。禁煙を希望する市民に対して、アプリを用いた禁煙支援プログラム「よなか卒煙プロジェクト」を実施しました。 ●血圧：日常的に血圧を測定する機会を持てるよう、血圧計を薬局や図書館、障害福祉センターなど、市内5か所に設置しました。大阪府公式健康アプリ「アスマイル」に豊中市独自ポイントを設定し、血圧測定を促しました。 	<ul style="list-style-type: none"> ●引き続き主要テーマに減塩、たばこ、血圧対策を掲げ、健康づくり計画におけるアンケート調査、イベント実施などを通じて、普及啓発に努めます。 ●令和4年度からは新たに「身体活動」を追加テーマとし、更に、若年層や健康無関心層にも働きかける取り組みを推進します。 	
4	健康無関心層へのアプローチ			
	デジタルサイネージ（電子掲示板）など多様な媒体・機会を活用した効果的な健康情報の発信、生活習慣病予防・疾病予防などの普及啓発を行い、健康無関心層へのアプローチを行います。	<ul style="list-style-type: none"> ●デジタルサイネージを活用し、薬局において健康情報を発信しました。 ●ワクチン接種時の待ち時間を利用し、けんしんや健康情報に関する読み物を医療機関を通じて配布し、健康無関心層へのアプローチを実施しました。 	<ul style="list-style-type: none"> ●デジタルサイネージの活用は継続し、今後も折に触れ健康情報に接する機会を持てるよう、健康無関心層への健康情報普及啓発を目指します。 	
5	保健事業と介護予防の一体的実施			
	高齢者一人ひとりが年齢・性別、健康状態、興味・関心などに応じて参加できる通いの場等において、医療専門職の積極的な介入・関与や医療・介護のデータ活用などを通じて、保健医療の視点から、フレイル対策（口腔・運動・栄養を含む）を一体的に実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ●医療・介護データから市内高齢者の健康状態について分析しました。 ●市内の通いの場において、歯科衛生士によるオーラルフレイルに関する健康教育、健康運動指導士による運動指導、体力測定を実施しました。 ●歯科健康診査において「要指導」となった方へ「歯や口の健康づくり教室」を案内し、歯科衛生士による口腔機能検査や個別保健指導等を実施しました。 	<ul style="list-style-type: none"> ●引き続きオーラルフレイル対策に取り組みます。また、筋力アップのための運動指導や体力測定も継続します。より多くの方に教室に参加してもらえるよう、「歯や口の健康づくり教室」の開催頻度や参加人数を増やします。 ●通いの場に参加している高齢者でオーラルフレイルに該当する方へ、「歯や口の健康づくり教室」を案内していきます。 	

(2) 介護予防の推進【重点的な取り組み】				
<p>地域の状況・特徴などを踏まえ、「とよなかパワーアップ体操」などを中心に、通いの場づくりや元気な高齢者が高齢者を支えるための仕組みづくりなどを通じて、身近な地域における住民主体の多様な介護予防活動を展開します。</p> <p>また、住民主体の介護予防をより効果的・継続的に展開していくため、関係者間での自立支援に関する意識共有や具体的な取り組みの充実を図ります。</p>				
No	取り組み事項及びその内容	令和3年度主な実施状況・取り組みの評価	令和4年度以降の課題・方向性	備考
6	<p>とよなかパワーアップ体操の自主グループの育成・支援</p> <p>介護予防体操「とよなかパワーアップ体操」の普及啓発の実施と、体操の自主グループの立ち上げ支援を行うとともに、自主グループのモチベーション維持のため、専門職による体力測定や体操指導等の支援を行います。</p>	<p>●コロナ禍において、感染症対策を講じつつ、とよなかパワーアップ体操の普及啓発の実施と自主グループの立ち上げ支援を行いました。自主グループのモチベーション維持のため、専門職による体力測定や体操指導等を保健事業と介護予防の一体的事業として実施しました。</p>	<p>●引き続き自主グループの普及啓発、立ち上げ支援に取組み住民主体の介護予防を効果的・継続的に展開していく必要があります。</p> <p>●とよなかパワーアップ体操の内容を改良するとともに、認知症予防に関する内容も加え、より効果的に介護予防を推進する媒体として活用を拡大します。</p>	
	<p>介護予防センターの運営</p> <p>市内6か所の介護予防センターにおいて、介護予防の普及啓発や高齢者の健康・生きがいづくりに関する事業を実施します。</p> <p>また、事業参加者の地域での活躍を支援するとともに、子どもをはじめ地域住民との交流の機会づくりなどを展開し、地域に開かれた介護予防の拠点づくりを進めます。</p>	<p>●とよなか健康大学を市内4か所から6か所に拡充し健康や介護予防に関する講座内容の充実を図るとともに、健康大学卒業生に対して、地域等にて活躍できるようサポートが行われました。</p>	<p>●各介護予防センターを拠点とした、多様な介護予防事業を実施し、生きがいづくり、地域貢献や社会参加を通じて、高齢者が地域等で活躍できるよう支援し、介護予防を推進していきます。</p>	
8	<p>介護予防に関する普及啓発の実施</p> <p>講演会や介護予防教室において、運動機能向上・低栄養予防・認知症予防等、介護予防に関する周知啓発や介護予防プログラムを実施します。</p>	<p>●認知症予防教室を市内2会場で実施しました。またケーブルテレビで認知症予防ミニ番組を放送、認知症予防相談窓口に関する情報リーフレットを広報折込で全戸配布する等、周知啓発を実施しました。</p> <p>●医療機関、薬局の協力を得て介護予防に関するリーフレットを配架し周知啓発しました。</p>	<p>●介護予防に関する普及啓発として、効果的に情報発信を実施する必要があります。また、介護予防に取組みたい人、予防教室に参加したい人を適時案内できる教室等の拡充が必要です。</p>	
	<p>通いの場の拡充</p> <p>高齢者一人ひとりが年齢・性別、健康状態、興味・関心などに応じて参加できる通いの場について、専門職や民間企業・団体など多様な主体と連携を図りつつ、地域づくりの視点で多様な通いの場を拡充し、介護予防につなげます。</p>	<p>●既存の市民団体の情報を活用し、介護予防の必要性について周知しました。住宅協会と連携してとよなかパワーアップ体操の案内周知を実施しました。</p>	<p>●引き続き、民間企業・団体等多様な主体と連携し、通いの場の拡充を図ります。</p>	
10	<p>とよなか地域ささえ愛ポイント事業の推進</p> <p>「とよなか地域ささえ愛ポイント事業」の推進を通じて、社会参加・地域貢献への動機付けを行い、生きがいや介護予防につなげます。</p> <p>また、活動対象を、子育て支援活動などにも拡充し、高齢者が地域を支える仕組みを強化します。</p>	<p>●対象とする活動に子育て支援を加え、ボランティア活動登録者の増加を図りました。登録者が活動に参加することで、地域貢献や社会参加に対する動機づけになるとともに、生きがいづくりや介護予防につながりました。</p>	<p>●引き続き、社会貢献活動に取り組んでいない高齢者の活動登録が増えるよう、活動内容の充実や拡大、周知・啓発の工夫を図っていきます。</p>	
	<p>通所訪問型短期集中サービスの推進</p> <p>通所訪問型短期集中サービスを実施し、低下した生活機能を改善するための支援を行い、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援します。</p> <p>また、サービス終了後は、とよなかパワーアップ体操の自主グループなどの地域資源につなぐことで、生きがいづくりや社会参加を促進します。</p> <p>さらに、「通所訪問型短期集中サービスを活用した自立支援型ケアマネジメント促進モデル事業」を少路圏域で実施し、得られた成果を全市展開するために課題の整理を行います。</p>	<p>●モデル事業の実施により、低下した生活機能を改善するための支援を行い、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することで、利用者の4割が修了後給付型サービスが不要になりました。自立した生活を意欲的に継続するための仕組みとして、介護予防手帳を用いたセルフモニタリングの運用と、体力測定会の実施を開始しました。また、短期集中サービスを修了した人を支援する仕組みについて介護予防ケアマネジメントBの創設を検討、制度設計しました。</p>	<p>●モデル事業の全市展開として、短期集中サービス実施を4会場に拡大し、修了後も継続的に自立した生活を意欲的に営む仕組みである介護予防手帳や体力測定会、介護予防ケアマネジメントBなどを活用して、高齢者の介護予防・自立支援を推進します。</p>	

2) 社会参加の促進		令和3年度主な実施状況・取り組みの評価	令和4年度以降の課題・方向性	評価
高齢者が生涯を通じて、地域社会とつながり、活躍できるよう、高齢者一人ひとりの生活機能レベルやニーズ等に応じた多様な切れ目のない社会参加を支援します。				
(1) 地域活動等への参加促進				
高齢者の社会参加が介護予防・自立支援につながるという視点を踏まえ、「支える人」と「支えられる人」といった画一的な考え方の転換をめざし、高齢者の地域での多様な生きがいづくりとともに、地域の担い手として活躍できるよう、ボランティア・社会貢献活動を支援します。				
No	取り組み事項及びその内容	令和3年度主な実施状況・取り組みの評価	令和4年度以降の課題・方向性	備考
12	老人クラブへの支援	<ul style="list-style-type: none"> ●市老人クラブ連合会の事務局を担う市社会福祉協議会と単位老人クラブ・市老人クラブ連合会へ補助金を支出し、活動の支援を行うことで、老人クラブの活動の活性化が図られ、一定の介護予防にもつながりました。 ●老人クラブ会員優待制度の協賛店が200店舗に達したことから、会員拡大に向けたPRに活用するため、協賛店一覧の冊子作成について、市老人クラブ連合会事務局を支援しました。 	<ul style="list-style-type: none"> ●老人クラブの会員の増加を図るとともに、高齢者相互支援活動や地域福祉活動をさらに促進していくよう支援する必要があります。 	
	老人クラブの会員拡大や事業の活性化、高齢者による相互支援活動や地域福祉活動、世代間交流等の促進に向けて、各地域の老人クラブの主体的な活動を支援します。			
13	生涯スポーツの推進	<ul style="list-style-type: none"> ●新型コロナウイルス感染拡大防止に伴い、スポーツ教室の中止や、密を避けるための定員の見直し、外出自粛の影響により参加者数は減少したが、国や府の方針に沿って、感染防止対策をとりながら、スポーツ教室を再開し、イベントを実施しました。 	<ul style="list-style-type: none"> ●新型コロナウイルス感染防止対策に努めながら、利用者が安心・安全に利用できるよう施設運営を実施します。 ●引き続き、高齢者も参加できるスポーツ教室や事業を実施し、スポーツの普及促進に努め、社会参加につなげます。 	
	体育館や温水プール等の施設において、年齢や体力、スポーツ経験、興味・目標に応じた、多様なスポーツ機会の提供を行い、健康の保持・増進に向けた取り組みを行います。また、高齢者のスポーツに対する意識向上を図るとともに、スポーツ活動を通じて高齢者の交流が生まれるよう、各種教室や事業の普及促進に努めます。			
14	生涯学習活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●令和4年度の開設に向けて「(仮称)南部コラボセンター」の建設工事を行いました。 	<ul style="list-style-type: none"> ●(仮称)南部コラボセンター開館後は、市民相互及び世代間の交流に向けた事業を進めます。 	
	千里文化センター「コラボ」において、生涯学習活動や介護予防活動等、社会参加につながる事業を展開します。また、南部地域の課題解決と魅力創造を行うために、「(仮称)南部コラボセンター」を開設します。さらに、開設にあたり、就労支援、市民活動、介護予防、生涯学習活動の活動拠点機能や、市民、市民団体、民間事業者同士の交流拠点として展開することで、人や事業者との交流促進や連携するための場づくりを行います。			
15	介護予防センターの運営【再掲】	【No. 7再掲】	【No. 7再掲】	【No. 7再掲】
	市内6か所の介護予防センターにおいて、介護予防の普及啓発や高齢者の健康・生きがいづくりに関する事業を実施します。また、事業参加者の地域での活躍を支援するとともに、子どもをはじめ地域住民との交流の機会づくりなどを展開し、地域に開かれた介護予防の拠点づくりを進めます。			
16	とよなか地域ささえ愛ポイント事業の推進【再掲】	【No. 10再掲】	【No. 10再掲】	【No. 10再掲】
	「とよなか地域ささえ愛ポイント事業」の推進を通じて、社会参加・地域貢献への動機付けを行い、生きがいや介護予防につなげます。また、活動対象を、子育て支援活動などにも拡充し、高齢者が地域を支える仕組みを強化します。			
17	ボランティア活動や市民活動等への支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●社会福祉協議会の行う地域福祉活動支援センターやボランティアセンターでの事業に対し、補助金要綱に基づき財政支援を行いました。 ●市民活動情報サロンにて、ボランティア情報の発信やボランティアに関する相談対応、ボランティア入門講座の実施を行いました。また、とよなか夢基金を財源とした市民公益活動推進助成金により、市民公益活動団体が行う事業に対して助成決定を行いました。(初動支援コース12事業、自主事業コース3事業、新型コロナ対策支援事業10事業) ●令和3年度「とよなか地域創生塾」 <ul style="list-style-type: none"> (1) 受講者 15名(定員10名) (2) 期間 令和3年7月3日(土)～令和4年2月12日(土) (3) カリキュラム オリエンテーション(1回)、個人企画(4回)、グループ企画(7回)、理論講座(2回) 計14回 (4) 成果 塾を通じてグループ企画4事業、個人企画6事業が提案され、順次実施しています。 	<ul style="list-style-type: none"> ●市内6か所ある地域福祉活動支援センターの機能を活用するため、オンライン等を活用した事業の実施を引き続き検討します。 ●市民活動情報サロンでの情報発信や相談対応、「とよなか夢基金(市民公益活動基金)」による運営支援を引き続き取り組みます。また、令和5年(2023年)2月には、同サロンの機能を拡充し、(仮称)市民活動支援センターとして(仮称)南部コラボセンターに移転し、取り組みを進めます。 ●令和4年度「とよなか地域創生塾」例年どおり開校予定で、令和5年度以降については庁内検討会議において振返り及びあり方について検討を予定しています。 	
	ボランティア活動や地域貢献活動などを支援するため、地域福祉活動支援センターやボランティアセンター、市民活動情報サロンでの情報発信や相談支援機能の充実を図るとともに、「とよなか夢基金(市民公益活動基金)」などによる運営支援に取り組みます。また、「とよなか地域創生塾」の取り組みを通じて、一人ひとりの興味・関心を社会参加や社会貢献活動などの実践につなげる機会・仕組みの充実を図ります。			

(2) 就労支援の充実				
高齢者の介護予防・自立支援、今後の介護人材の確保や社会の活力の維持につなげていくため、高齢者の多様な就労の促進に向けた支援に取り組みます。				
No	取り組み事項及びその内容	令和3年度主な実施状況・取り組みの評価	令和4年度以降の課題・方向性	備考
18	高齢者の就労機会の創出	●市内事業所を中心に企業を訪問し、求人の開拓を行いました。また、これまでのネットワークを活用し、シニアの合同面接会を開催（令和4年1月）し、企業と求職者の出会いの場を創出しました。地域就労支援センターで受け付けた相談について、相談者の希望に合わせた形で社会参加のサポートを行いました。また、令和3年11月にはシニア活用セミナーを開催し、高齢者の雇用をめざす事業所の掘り起こしを行いました。	●新型コロナの影響により、業種によって企業への十分なアプローチができていなかったため、企業との関係性を再構築する必要があります。「高齢者雇用安定法」の改正によって、2025年4月から全企業に「65歳までの定年年齢の引き上げ」等の措置が義務付けられることから、引き続き企業と求職者とのマッチングを積極的に進めることで、高齢者の就労機会の創出を図っていきます。また、高齢者の雇用に当たり、社内制度を見直す必要がある事業所には、働き方アドバイザーを派遣して支援していきます。	
	地域就労支援事業や無料職業紹介事業、高齢者活用を検討している事業者への専門家派遣などにより、就労を希望する高齢者と高齢者を活用する事業所のマッチング等を推進します。 また、就労促進講座や企業を対象とした高齢者雇用を促進する取り組み等を通じて、高齢者の就労機会の創出を図り、高齢者が希望する就労や社会参加等への橋渡しを進めます。			
19	シルバー人材センターの事業の支援	●シルバー人材センター事業への補助や支援を通じて、高齢者の就労支援に取り組みました。特に、豊中しごとセンターでは、市の無料職業紹介機能とシルバー人材センターの支所を併設することで、就労を希望している高齢者を支援しています。	●引き続き、シルバー人材センターと連携し、高齢者の就労を支援していきます。	
	高齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりを進めるため、高齢者の希望に応じた臨時的・短期的な就業や軽易な業務への就業の機会確保に取り組むシルバー人材センターの事業を支援します。			

基本目標 2

一人ひとりの状況・状態に対応した支援の実現

1) 認知症施策の充実	令和3年度主な実施状況・取り組みの評価	令和4年度以降の課題・方向性	評価
認知症が多くの人にとって身近なものとなっています。認知症により生活上の困難が生じた場合でも、重症化を予防しつつ、周囲や地域の理解・協力のもと、認知症の人の意思が尊重され、住み慣れた地域の中で自分らしく日常生活を過ごしているような地域づくりが必要です。国の認知症施策推進大綱を踏まえ、「共生」と「予防」を両輪とした認知症の支援に取り組みます。			

(1) 認知症の理解促進と地域で見守り支える環境づくり【重点的な取り組み】

No	取り組み事項及びその内容	令和3年度主な実施状況・取り組みの評価	令和4年度以降の課題・方向性	備考
20	<p>認知症サポーターの養成</p> <p>図書館や公民館における認知症サポーター養成講座を継続して実施するとともに、認知症の人と地域で関わることが多いと想定される郵便局や民間事業者向けの認知症サポーター養成講座の開催を促進します。</p>	<p>●図書館と連携した認知症サポーター養成講座を定期的に開催しました。民間事業者向けには希望に応じてオンラインでも実施しています。</p>	<p>●感染症流行下であっても、図書館での認知症サポーター養成講座の申込み希望は一定数あることから、市民のニーズに応じて一定の開催数を確保する必要があります。民間事業者向けにはオンラインでも実施できることを周知し、開催を促進します。</p>	
21	<p>認知症キャラバン・メイトの活動支援の充実</p> <p>認知症サポーター養成講座の講師を行うキャラバン・メイトを支援するため、豊中市キャラバン・メイト連絡会と連携のもと、メイト間の情報共有や交流促進、研修等を通じたスキルアップに向けた支援を行います。</p>	<p>●認知症キャラバン・メイト連絡会企画部会を定例で開催し、キャラバン・メイトが活躍できる環境づくりを検討しました。1月にメイト通信を発行予定、2月にメイト間の情報共有や交流促進、研修等を通じたスキルアップを目的とした、キャラバン・メイト向けフォローアップ研修を実施予定です。</p>	<p>●キャラバン・メイトがより活動しやすい環境づくり、スムーズな情報共有に向けて、キャラバン・メイトへの連絡手段を検討します。</p>	
22	<p>認知症カフェの立ち上げ支援と普及啓発</p> <p>「認知症カフェ」を認知症の人及びその家族介護者等が気軽に集える場、認知症に関する正しい知識や情報を得られる場、認知症サポーターの活動の場として、新規に立ち上げを支援し、市全域への展開を推進します。また、「認知症カフェマップ」を作成し、「認知症医療・福祉連携おたすけマップ」と合わせて活用し、普及を図ります。</p>	<p>●認知症地域支援推進員を中心に、認知症カフェの立ち上げ支援および資源調査を行い、市内12箇所のカフェが確認できました。「認知症カフェマップ」は今年度はWEBにて公開予定をめぐり取り組んでいます。</p>	<p>●引き続き、認知症地域支援推進員を中心に、認知症カフェの立ち上げ支援を実施します。また、認知症カフェが認知症サポーターの活動の場として機能するよう体制を整えていきます。</p>	
23	<p>認知症サポーター等が活躍できる環境づくり</p> <p>「チームオレンジ」の体制づくりを「認知症カフェ」の展開と合わせて一体的に進めます。また、虹ねっと連絡会認知症支援部会の参画団体等との連携を図り、「認知症カフェ」各所に専門職を派遣するとともに、「認知症サポーター」（ステップアップ研修を受講した認知症サポーター）が「認知症カフェ」を活動の場として活躍できるような仕組みをつくります。</p>	<p>●「チームオレンジ」の体制づくりに取り組むため、認知症地域支援推進員を中心に認知症カフェの立ち上げを支援するとともに、ステップアップ研修の開催に向けて講師を招き研修を行いました。</p>	<p>●認知症カフェが認知症サポーターの活動の場となるよう、認知症サポーター養成講座受講者を対象にステップアップ講座を開催します。</p>	
24	<p>認知症の人本人からの発信の支援</p> <p>「認知症カフェ」の取り組みを通じて、認知症の人本人が自身の希望や必要としていること等を本人同士、地域住民と語り合う場の普及を図ります。</p>	<p>●認知症カフェが、認知症の人本人や家族、地域住民、関係者が交流できる場として開催されています。</p>	<p>●カフェによっては、その成り立ちによって認知症の人本人の参加が少ない場合があります。すべての認知症カフェにおいて、認知症の人本人が参加しやすい場となるように、老人介護者（家族）の会等と協力しながら、工夫する必要があります。</p>	
25	<p>認知症に関する正しい知識の普及及び理解の促進</p> <p>関係機関・団体等との連携による講演会・研修会、認知症啓発イベント「とよなかオレンジフェア」の開催等を通じて、認知症に関する正しい知識の普及及び理解を促進します。</p>	<p>●世界アルツハイマー月間である9月に、認知症啓発イベントとして「とよなかオレンジフェア」をWEBで開催し、認知症についての正しい知識の普及啓発を行いました。また、認知症サポーターの普及啓発としての駅頭啓発は、感染症流行の状況により10月に延期して実施しました。</p>	<p>●引き続き、世界アルツハイマー月間である9月に「とよなかオレンジフェア」を含む認知症啓発イベントを開催します。開催方法については、感染対策のためWEBの活用を視野に入れつつ、高齢者層が参加しやすい方法を検討する必要があります。</p>	
26	<p>地域での認知症の方の見守り体制の強化</p> <p>地域での認知症の方の見守り体制を強化するために、認知症の方が徘徊した場合に早期の発見・安全確保を目的にした徘徊高齢者家族支援サービス（豊中市徘徊高齢者位置情報サービス・みまもりあいステッカー）及び認知症高齢者・障害者徘徊SOSメールの周知啓発、利用促進を図ります。</p>	<p>●徘徊する認知症高齢者の居場所を早期に発見するため、介護されている家族等にGPS機能付きの端末を貸与し、家族が安心して介護できるよう支援しました。利用者数は、横ばいで推移しています。</p> <p>●徘徊により保護された方で、警察より市へ情報提供があった方については、個別に説明を行い利用促進を図りました。</p> <p>●認知症高齢者や障害のある人が行方不明になった場合の早期の発見を目的に、予め登録している市民等協力者にメールで徘徊者の情報を提供しました。「障害者に関する徘徊SOSメール」の配信件数は、令和3年4月から同年12月までで0件でした。</p> <p>●徘徊対応支援ツールを使用した模擬訓練を実施しているが、新型コロナウイルスの影響から中止しました。</p> <p>●令和3年度内に徘徊SOSメールについてのアンケートを徘徊SOSメール登録者に実施予定。</p>	<p>●徘徊SOSメールはメールで発信をしているが、より多くの人に利用していたるように、豊中市公式LINEのセグメント配信を使って配信することを今後の徘徊対応支援会議で検討します。</p> <p>●徘徊からの時間経過が増すほど徘徊者の検索が困難になることから、徘徊者の早期発見ができるようメール受信登録者（協力員）を増やし、地域ぐるみで連携して本事業の普及啓発を図ります。</p>	

(2) 認知症の予防・早期発見とスムーズに支援につながる体制の充実【重点的な取り組み】

No	取り組み事項及びその内容	令和3年度主な実施状況・取り組みの評価	令和4年度以降の課題・方向性	備考
27	認知症ケアバスの普及及び活用促進	●「認知症医療・福祉連携おたすけマップ」が厚労省老健事業「認知症ケアバスコンテンツ」で優秀賞を受賞したことをメディアを通じて発信し、市民向けに周知しました。 ●また、ポータルサイト「医療・介護・地域資源情報ナビ」や啓発冊子「やさしい介護と予防」に掲載される医療機関に対して、認知症地域支援推進員を通じて改訂版おたすけマップへの掲載への協力を呼びかけ、おたすけマップの内容充実を図りました。	●年度当初に改訂版「認知症医療・福祉連携おたすけマップ（認知症ケアバス）」を関係機関に一斉に配布します。認知症の早期発見や必要な支援にスムーズにつながるよう、配布先での普及・活用の促進を図ります。	
	認知症の早期発見や必要な支援にスムーズにつながるよう、「認知症医療・福祉連携おたすけマップ（認知症ケアバス）」の内容を充実させ、普及・活用の促進を図ります。また、ポータルサイト「医療・介護・地域資源情報ナビ」や啓発冊子「やさしい介護と予防」などを通じて、認知症に関する相談ができる医療機関・相談窓口をはじめ、認知症支援に関する事業・活動の内容等の情報発信の充実を図ります。			
28	認知症予防に関する知識・情報の周知・啓発	●認知症予防教室（週1回、3か月）を市内2会場で実施しました。□	●教室の拡充に向け、引き続き教室の効果の測定や運営方法の評価を行います。教室の運営は直営にて実施を予定しています。	
29	認知症の初期段階における支援体制の強化	●認知症初期集中支援チームと地域包括支援センター（認知症地域支援推進員）が初期段階における支援体制について、意見交換や情報共有をするため、チーム会議に推進員が出席したり、推進員会議にチーム員が出席しました。	●初期集中支援チームと地域包括支援センターは互いに連携して認知症の初期段階における支援を行います。個別事例を積み重ねながら、各機関の役割分担を整理していく必要があります。	
30	認知症支援に関する情報発信の充実	●市ホームページ「虹ねっと連絡会からのお知らせ」を通じて、認知症支援部会からの情報を発信しました。9月には「とよなかオレンジフェア」をウェブで開催し、認知症支援に関するお役立ち動画をyoutubeで配信しました。また、認知症予防や相談窓口に関する情報リーフレットを認知症支援部会において作成し、市民向けに配布しました。	●認知症支援に関する情報は、高齢者に関するものが大多数であるため、認知症支援部会と連携して、若年性認知症に関する支援の情報も発信していくことが課題となっています。	

(3) 認知症の人と介護者に対する支援の充実【重点的な取り組み】

No	取り組み事項及びその内容	令和3年度主な実施状況・取り組みの評価	令和4年度以降の課題・方向性	備考
認知症の人や介護者に対する支援については、当事者の視点を重視し、認知症の様態の変化に応じて、適時・適切に切れめなく医療や介護、福祉等のサービス・支援が提供される体制づくりに取り組みます。また、認知症の人の介護者の負担軽減に向けた取り組みや支援の充実を図ります。				
31	相談支援に関する機関等の連携の強化	●今年度は認知症支援部会を3回開催します。1月には虹ねっと全体会を開催し、認知症支援部会の取り組みの発表を行い、地域全体の認知症ケアの向上に向けて活動の周知・啓発を行います。	●認知症支援部会の活動を継続し、各機関・団体等が行う活動や事業について情報共有を行い、地域全体の認知症ケアの向上に向けた連携・協力体制の構築・強化などに取り組みます。	
32	専門職の認知症対応力の向上	●認知症支援部会において、専門職向け認知症対応力向上のため、BPSDへの対応をテーマとする研修を2月にオンラインで実施します。	●第8期計画の基本指針で、在宅医療・介護連携の推進において「認知症への対応を強化すること」が明記されていることから、医介連携の取り組みのなかで三師会（医歯薬）等の協力を得ながら専門職の認知症対応力向上に取り組みます。	
33	認知症の人の家族への支援	●認知症の方の介護に関する身体的・精神的な悩みや不安を家族介護者同士が共有する場として「認知症高齢者家族交流会」を提供するとともに、孤立しがちな介護者の精神的支援を継続的に行いました。 ●精神科医や薬剤師など専門職等を招いての「認知症高齢者家族教室」を開催し、知識や介護技術の向上に努めました。	●今後、認知症高齢者がますます増加する中、多くの家族介護者の精神的負担の軽減に本事業が果たす役割は大きいと、交流会・教室を気軽に立ち寄れる場所として、より多くの人に周知していく必要があります。	
34	認知症カフェの立ち上げ支援と普及啓発【再掲】	【No. 22再掲】	【No. 22再掲】	【No. 22再掲】
35	認知症支援に関する情報発信の充実【再掲】	【No. 30再掲】	【No. 30再掲】	【No. 30再掲】
36	認知症の人の社会参加の促進	●高川図書館の改修後に、図書館内で認知症カフェを設置し、定例で開催しました。	●千里および南部コラボ等の公共施設で認知症カフェが開催できるよう取り組みます。	
37	若年性認知症の人への支援	●認知症地域支援推進員とともに、「大阪府若年性認知症地域支援力強化推進事業（新規事業）」の説明会に参加し、若年性認知症の人の支援の在り方について現状の情報共有を行い、今後の取り組みについて整理しました。	●若年性認知症の人の支援については、高齢だけでなく障害・福祉の部署との連携が不可欠です。既存の資源について、関係部署と協力しながら資源を一覧にまとめて周知していく必要があります。	

2) 関係機関・専門職の支援スキルの向上と多職種連携の強化		令和3年度主な実施状況・取り組みの評価	令和4年度以降の課題・方向性	評価
医療や介護が必要になっても住み慣れた地域で暮らせるよう、医療と介護の多職種連携や支援スキルの向上、ケアマネジメント力の向上に取り組みます。				
(1) 在宅医療と介護の連携強化【重点的な取り組み】				
医療と介護の両方のニーズを持つ高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、在宅医療・介護連携支援センターにおいて、在宅医療と介護の一体的な提供体制の構築・強化などに取り組みます。 また、医師会、歯科医師会、薬剤師会、介護保険事業者連絡会、訪問看護ステーション連絡会、地域包括支援センター、病院連絡協議会、豊中市（関係課、市立豊中病院）で構成する医療と介護、保健分野の連携ネットワークである「虹ねっと連絡会」の取り組みとの連携を強化しながら、在宅医療・介護連携のさらなる充実を図ります。				
No	取り組み事項及びその内容	令和3年度主な実施状況・取り組みの評価	令和4年度以降の課題・方向性	備考
38	在宅医療・介護連携支援センター事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> ●「豊中市在宅医療・介護連携支援センター運営事業」では、「日常の療養支援時」に関わる医療・介護関係者のスキル向上をめざし、研修会を開催しました。令和3年12月末時点で、実施回数6回、延べ300人以上の参加がありました。 ●また、「病院・施設・在宅の切れ目のない連携体制」の構築等めざし、それぞれの場で従事する多職種との意見交換会やそれぞれの場で従事する看護職種間の意見交換会を開催しました。 ●「豊中市在宅医療・介護連携支援センター事業」の各種研修について、虹ねっと連絡会と共催で実施しました。また、虹ねっと連絡会の周知動画において、センター事業についても内容に含み、双方の事業について周知を図りました。また、「虹ねっとcom」を活用したネットワークの連携強化に取り組みました。 	<ul style="list-style-type: none"> ●「豊中市在宅医療・介護連携支援センター運営事業」の「日常の療養支援時」の研修会や意見交換会等各種研修について、引き続き、虹ねっと連絡会と共催で実施します。また、センター事業の成果報告を、虹ねっと全体会の場を活用して行うことで、多くの市内の医療・介護従事者に対して事業の普及啓発を図ります。 ●「病院・施設・在宅の切れ目のない連携体制」の構築等めざした意見交換会も引き続き開催します。ICTを活用した連携強化も進めていきます。 	
	在宅医療・介護連携の強化を図るため、「豊中市在宅医療・介護連携支援センター事業」を実施します。 また、実施にあたっては、医療・介護の関係者の代表から構成される「虹ねっと連絡会」や既存のネットワークとの連携のもと、地域に根差した在宅医療・介護連携を推進します。			
39	在宅医療・介護連携による認知症支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●認知症支援部会において、9月「とよなかオレンジフェア」の中で市民向け講演会をオンラインで開始し、またYoutubeで市民向けに認知症支援に役立つ動画を配信しました。医療・介護従事者向けの研修会は2月にオンラインで開催予定です。 	<ul style="list-style-type: none"> ●第8期計画の基本指針で、在宅医療・介護連携の推進において「認知症への対応を強化すること」が明記されていることから、医介連携の取り組みのなかでも認知症支援を推進していく必要があります。 	
40	アドバンス・ケア・プランニング（ACP）の普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ●「豊中市在宅医療・介護連携支援センター運営事業」では、「看取りの時」の医療・介護者のスキル向上をめざし、豊中市全域を3地区に分けてそれぞれの地区で研修会を企画しました。令和4年1月下旬から2月上旬に開催する予定です。 ●地域包括支援センターが開催する地域教室において、ACPに関する出前講座を実施しました。令和3年12月末時点で、開催回数7か所、延べ55人の参加がありました。 	<ul style="list-style-type: none"> ●「豊中市在宅医療・介護連携支援センター運営事業」において、「看取りの時」に携わる医療・介護者のスキル向上を目的の研修会開催や地域の基盤づくりを進めていきます。 ●市民に対する啓発活動として、引き続き出前講座を実施します。 	
41	医療・介護資源に関する情報発信の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●「医療・介護・地域資源情報ナビ」については、豊中市のホームページ上に公開「やさしい介護と予防」は公共施設等に配布し、介護保険サービス等に関する広報活動を進めました。 	<ul style="list-style-type: none"> ●引き続き医療・介護・地域資源情報をホームページや冊子などでの広報活動に努めます。 	

(2) ケアマネジメントの質の向上				
高齢者一人ひとりが自立支援・重度化防止、在宅生活継続に有効な支援やサービスなどを個々の状態に応じて利用できるよう、ケアマネジャーをはじめとする専門職のアセスメント力の向上や、地域ケア個別会議などを活用した多職種連携などを通じて、ケアマネジメントの質の向上に取り組めます。				
No	取り組み事項及びその内容	令和3年度主な実施状況・取り組みの評価	令和4年度以降の課題・方向性	備考
42	自立支援型ケアマネジメント力の向上	●地域ケア個別会議については、「豊中市版（従来型）」に加えて、圏域の特色に合わせて地域包括支援センターや介護支援専門員が専門職による助言等の支援を受けることができる「圏域版」の2つの方法で開催しました。また、地域ケア個別会議のこれまでの取り組みを冊子にまとめ、地域支援センターと市内すべての居宅介護支援事業所に配布および市ホームページに掲載し、自立支援・重度化防止の考え方の普及を図りました。	●自立支援型ケアマネジメントについては、地域ケア個別会議に参加することでその考え方にふれるだけでなく、介護支援専門員等の支援者が日常業務のなかで実践していく必要があります。そのために、地域ケア個別会議を継続して実施するとともに、リハビリ職がケアマネジャーの初回アセスメント訪問に同行しケアマネジャーのアセスメント支援を行う「モデル事業」の仕組みを全市展開し、自立支援型のケアマネジメントを実践します。	
	地域ケア個別会議や研修会の実施により、自立支援・重度化防止の考え方の普及やケアマネジメント力を強化します。また、地域包括支援センターや介護支援専門員が専門職による助言等の支援を受けることができる仕組みを構築します。			
43	短期集中サービスを活用した自立支援型ケアマネジメントの促進	●モデル事業の実施により、低下した生活機能を改善するための支援を行い、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することで、利用者の4割が修了後給付型サービスが不要になりました。自立した生活を意欲的に継続するための仕組みとして、介護予防手帳を用いたセルフモニタリングの運用と、体力測定会の実施を開始しました。また、短期集中サービスを修了した人を支援する仕組みについて介護予防ケアマネジメントBの創設を検討、制度設計しました。	●モデル事業の全市展開として、短期集中サービス実施を4会場に拡大し、修了後も継続的に自立した生活を意欲的に営む仕組みである介護予防手帳や体力測定会、介護予防ケアマネジメントBなどを活用して、高齢者の介護予防・自立支援を推進します。	
	「通所訪問型短期集中サービスを活用した自立支援型ケアマネジメント促進モデル事業」を少路圏域で実施し、得られた成果を全市展開するために、課題の整理を行います。			
44	インフォーマルサービスの提供方策の検討	●ポータルサイト「医療・介護・地域資源情報ナビ」に市域における地域資源情報を掲載し、市民やケアマネジャー等に対して情報の提供を行いました。	●今後も「医療・介護地域資源情報ナビ」を通じて地域資源情報の発信をしていきます。	
	利用者ニーズを踏まえた介護保険サービスと民間サービスも含めた地域資源の提供のあり方について検討します。			
45	ケアプランの点検・初心者研修の実施	●各事業所が作成したケアプランを大阪府介護支援専門員協会が点検することで、実例に基づいた気づきの機会を事業所に提供できた。また、同協会から報告された地域レビューにより豊中市域におけるケアプラン作成の傾向を把握することができ、それをもとにした振り返り研修を実施しました。	●これまでに培ってきた経験や事業者のニーズに基づき、提出いただくケアプランのテーマ選定を行うとともに、ケアマネジャーのレベル底上げを目的とした研修を実施するための事務整理及び情報収集を段階的に実施します。	
	ケアプラン点検及び実例を踏まえた研修を実施するとともに、豊中市介護保険事業者連絡会・地域包括支援センターと連携して介護支援専門員初心者研修を実施し、ケアマネジャーの経験、ケアプランの内容に沿ったきめ細やかなケアマネジメント支援を行います。			

3) 住生活環境の充実	令和3年度主な実施状況・取り組みの評価	令和4年度以降の課題・方向性	評価
<p>住まいは地域包括ケアシステムの基礎となるものであり、保健、医療、介護等のサービスが提供される前提となることから、高齢者の生活のニーズにあった住まいの確保を図ります。また、住み慣れた地域で、安心して、安全に暮らし続けられるよう、住生活環境の充実に取り組みます。</p>			

(1) 自立生活が継続できる住まいの支援

No	取り組み事項及びその内容	令和3年度主な実施状況・取り組みの評価	令和4年度以降の課題・方向性	備考
46	<p>サービス付き高齢者住宅の適正推進</p> <p>サービス付き高齢者住宅等の家賃やサービス内容などの様々な情報を市民に提供します。また、本市内において、サービス付き高齢者住宅等が整備され、介護保険サービスが提供される場合は、ケアプランやサービス内容について、必要に応じて事業者に対する指導・助言を行い、サービス提供の適正化を図ります。</p>	<p>●サービス付き高齢者向け住宅の登録申請には、住宅提供サービスと介護保険事業者提供サービスの区別を明確にするようしてきています。また、登録済の住宅情報は市ホームページの専用コンテンツ上に住宅毎の重要事項説明書等（年1回内容を更新）を掲載しています。</p> <p>●サービス付き高齢者向け住宅について、資料を窓口配架し、市民からの問合せ等に対応しました。</p>	<p>●引き続き、サービス付き高齢者向け住宅について、資料を窓口配架し、市民からの問合せ等に対応します。</p>	
47	<p>市営住宅等の充実</p> <p>市営住宅等の効率的な管理・運営に取り組むとともに、入居者募集の際には、60歳以上の方には当選する確率を2倍に優遇します。また、空き家改修時において手すりの設置や段差解消を行うなど、高齢者の居住の安定の確保に努めます。</p>	<p>●5月、9月、1月に入居者募集を実施し、60歳以上の世帯の当選確率を2倍に優遇しました。</p> <p>●また、手すりが未設置であった住戸については、空家補修時に手すりを設置しました。</p>	<p>●引き続き、空家となった住宅について入居者募集を実施し、60歳以上の世帯の当選確率を2倍に優遇します。また、空き家改修時において手すりの設置や段差解消を行う等バリアフリー化に努めます。</p>	
48	<p>シルバーハウジングの供給</p> <p>高齢者が自立して安全かつ快適な生活を営むことができるよう配慮したシルバーハウジング（高齢者世話付住宅）の供給を継続するとともに、居住する高齢者に対し、生活指導・相談、安否確認、一時的な家事支援等を行う生活援助員を派遣します。</p>	<p>●空家となったシルバーハウジングの入居者募集を実施しました。</p> <p>●シルバーハウジングの居住者に対して、継続的な安否確認や生活相談に応じること、高齢者の閉じこもりや孤独死（孤立死）の防止に努めました。また、近年では利用者数は減少傾向にあります。</p>	<p>●空家となったシルバーハウジングの入居者募集を実施します。併せて、これまでの実績や社会情勢等を鑑み、今後のシルバーハウジングの在り方や方向性について検討します。</p> <p>●居住者の高齢化や生活課題の多様化により、個々に応じた支援をはじめ関係機関との連携によるサポートが必要になってきます。利用者のニーズを把握し、必要なサービスについて検討を行います。</p>	
49	<p>住宅確保要配慮者への居住支援の推進</p> <p>「豊中市居住支援協議会」相談窓口において、低所得者や高齢者などの住宅確保要配慮者の入居支援を行うとともに、住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の登録を促進し、市内関係課、不動産業者、福祉事業者、居住支援法人等と連携し、民間賃貸住宅等の円滑な入居に向けた啓発活動などに取り組みます。</p>	<p>●居住支援協議会の事務局を担う豊中市住宅協会では、相談窓口の常設と相談者と物件のマッチングを行うとともに、円滑な入居の促進のため、新たに協議会会員として人権政策課やこども未来部を加え、複雑化する相談者の課題への連携強化を行いました。また、居住支援セミナーを開催し、セーフティネット住宅登録の啓発、入居支援に係る情報の発信を行いました。</p>	<p>●常設の相談窓口による相談を継続するとともに、必要に応じて市内関係各課、不動産事業者、福祉事業者、居住支援法人等による意見交換会の開催や相談・対応事例の共有を行います。また、居住支援サービス利用の定着のため、居住支援セミナー等の実施により、制度の啓発活動を行うとともに、セーフティネット住宅の登録を促進し、住宅確保要配慮者にとってより安心できる体制づくりを推進します。</p>	
50	<p>三世代同居・近居支援の推進</p> <p>市外在住の子育て世帯と、市内に居住する親世帯の同居・近居を支援する「三世代同居・近居支援制度」により、世代間で助け合いながら安心して暮らせる環境づくりを推進します。</p>	<p>●市外在住の子育て世帯が市内在住の親世帯と同居・近居するための住宅の取得費用や、同居するための住宅リフォーム費用への補助として、最大25万円の補助金を交付しました。</p>	<p>●引き続き事業の周知に努めるとともに、これまでの実績をふまえ、今後の事業手法や方向性についての検討を行います。</p>	

(2) 生活環境の充実

No	取り組み事項及びその内容	令和3年度主な実施状況・取り組みの評価	令和4年度以降の課題・方向性	備考
51	<p>地域特性に応じた移動・買い物支援等の確保</p> <p>公共交通網の維持に向け、デマンド型乗合タクシー等の取り組みを行うとともに、地域特性を踏まえ、介護サービス、交通事業者、福祉有償運送などと調和を図りつつ、日常生活を支える生活交通の確保を進めます。また、高齢者の心身機能の変容や地域特性等を踏まえ、介護や交通等の様々なデータを活用し、高齢者を取り巻く移動や買い物困難度等をはじめとした日常生活環境の分析を行い、必要なサービス・制度の検討を行います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●デマンド型乗合タクシーを令和3年4月より豊中東西線の運行を開始しました。 ●西部地域乗合タクシーの運行に加え、令和3年4月より南部地域乗合タクシーの運行を開始しました。 	<ul style="list-style-type: none"> ●乗合タクシーについては、アンケート調査や意見交換会を実施し、ダイヤや運行ルートの見直しを検討します。 ●引き続き、高齢者の心身機能の変容や地域特性等を踏まえ、介護や交通等の様々なデータを活用し、高齢者を取り巻く移動や買い物困難度等をはじめとした日常生活環境の分析を行い、必要なサービス・制度の検討を行います。 	
52	<p>運転免許証の返納促進</p> <p>大阪府・警察機関と連携を図りながら、交通事故防止に向けて、判断・認知に疑いがある高齢者の自主的な運転免許の返納を促進します。また、運転免許返納後の移動手段の確保など、地域での生活を支える施策の充実を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●大阪府が実施している「高齢者運転免許自主返納サポート制度」の案内及び運転免許返納後の移動手段の確保などを行いました。 	<ul style="list-style-type: none"> ●「高齢者運転免許自主返納サポート制度」について、周知の場を増やしていく必要があります。また、運転免許返納後の移動手段の確保などの地域での生活を支える施策の充実を図ります。 	
53	<p>バリアフリー化の推進</p> <p>だれもが安全で便利に移動できるようにハード・ソフト一体となった市全域のバリアフリー化を推進するとともに、歩道等において、安全で快適な歩行空間を形成します。また、市のバリアフリー化全般について市民の意見を聞き、また交通など他の事業者の事業について状況把握と協議を行うため、「豊中市バリアフリー推進協議会」を運営します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●だれもが安全で便利に移動できるようにハード・ソフト一体となった市全域のバリアフリー化を推進するとともに、歩道等において、安全で快適な歩行空間を形成します。 ●また、市のバリアフリー化全般について市民の意見を聞き、また交通など他の事業者の事業について状況把握と協議を行うため、「豊中市バリアフリー推進協議会」を運営します。 ●市全体のバリアフリーに関する方針を示すバリアフリーマスタープランを策定します。 	<ul style="list-style-type: none"> ●だれもが安全で便利に移動できるようにハード・ソフト一体となった市全域のバリアフリー化を推進するとともに、歩道等において、安全で快適な歩行空間を形成します。 ●また、市のバリアフリー化全般について市民の意見を聞き、また交通など他の事業者の事業について状況把握と協議を行うため、「豊中市バリアフリー推進協議会」を運営します。 ●官民問わず、各施設のバリアフリー状況を調査し、情報発信を行います。 	
54	<p>外出支援サービスの推進</p> <p>在宅の高齢者をリフト付き車両で居宅から医療機関等に送迎し、外出支援を行います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●市ホームページや広報誌、介護と予防の冊子等で制度利用に結びつけるための普及啓発に努めました。 ●利用者数は、減少傾向にあります。 ●在宅の高齢者をリフト付き車両で居宅から医療機関や公的機関に送迎を行うことにより、要介護高齢者の在宅生活を支援することが出来ました。 	<ul style="list-style-type: none"> ●要介護高齢者が増加する中で、医療機関などを利用する際には、益々ニーズが高まるサービスであるため、引き続き様々な広報媒体を活用し制度の普及啓発に努めます。 	

基本目標 3 安心して暮らし続けるための生活基盤づくり

1) 生活支援体制の充実	令和3年度主な実施状況・取り組みの評価	令和4年度以降の課題・方向性	評価
<p>日常生活での不安・困りごとなどに対応する多様なサービス・支援などが提供されるよう、地域での支え合い・助け合いの機能の強化とともに、生活支援に関するサービス・制度の充実を図ります。</p> <p>また、近年の災害の発生状況や、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、災害時や感染症発生時に備えた支援体制の充実を図ります。</p>			

(1) 地域での支え合い・助け合い機能の強化【重点的な取り組み】

<p>地域での支え合い、助け合い機能の強化に向けて、介護予防・日常生活支援総合事業の住民主体ささえあい活動をはじめ、地域課題の解決に向けた取り組み、既存の地域活動・福祉活動などの充実を図ります。</p> <p>また、本市におけるライフセーフティネットの拡充とともに、既存の活動・取り組みなどを踏まえて、生活支援コーディネーターや地域ささえあい推進協議体の活動などを通じて、生活支援体制づくりに取り組みます。</p> <p>なお、本項における生活支援体制づくりの取り組みを「豊中市生活支援体制整備事業実施計画」とします。</p>			
---	--	--	--

No	取り組み事項及びその内容	令和3年度主な実施状況・取り組みの評価	令和4年度以降の課題・方向性	備考
55	<p>生活支援体制整備事業の推進</p> <p>生活支援コーディネーターを中心に、地域住民をはじめ多様な事業主体と連携を図り、住民主体ささえあい活動の充実（下記参照）などを通じて、地域における支え合いの体制づくりを推進します。</p> <p>また、第1層（市全体）及び第2層（日常生活圏域）等に設置した地域ささえあい推進協議体において、地域における支え合いの体制づくりに関する課題抽出や情報共有、各主体との連携強化に取り組みます。</p> <p>※事業の方向性及び具体的な内容等については、以降の「豊中市生活支援体制整備事業実施計画」を参照ください。</p> <p>住民主体ささえあい活動の充実</p> <p>介護予防・生活支援サービス事業の住民主体ささえあい活動として、福祉便利屋事業（訪問型）及びぐんぐん元気塾（通所型）の全小学校区での実施をめざします。</p> <p>また、既に実施している校区においては、多様なサービスを充実するとともに、地域拠点としての機能を強化し、地域のささえあいに取り組みます。</p>	<p>●生活支援コーディネーターを圏域ごとに1名配置し、高齢者の生活支援体制整備を推進していくための資源開発やネットワーク構築、協議体（第1層・第2層）の開催等を行いました。また、コロナ禍での取り組みとして、会食会にかわりテイクアウト方式でのキッチンカーの活用や、会場で集まって体操ができないため、自宅から会場まで歩くぐんぐんウォークなどの工夫をしています。</p> <p>●令和3年度生活支援コーディネーター活動計画の策定を行いました。</p> <p>●住民主体ささえあい活動について、全市39校区のうち福祉便利屋事業は19校区、ぐんぐん元気塾は33校区で実施しました。また、福祉便利屋事業は11校区で新たに活動できるように準備しています。</p>	<p>●生活支援コーディネーターによる生活支援体制づくりに向けは、引き続き、関係者間で取り組みの目的、方向性、具体的な進め方などの共有を図り、より効果的・効率的な取り組みの展開を進めます。</p> <p>●住民主体ささえあい活動を全校区での実施に向けて、サービス調整員の担い手の発掘・育成支援及び開催場所の確保が課題となっています。すでに取り組みを実施している校区では、活動継続のための支援をさせていただきます。</p>	
56	<p>交流・支え合いの場づくり推進事業の実施</p> <p>「交流・支え合いの場づくり推進事業」を実施し、住民や地域で活動する団体・機関など多様な主体が、分野や世代を超えて集い・交流することで、地域とともに支え合う環境づくりに取り組みます。</p>	<p>●「交流・支え合いの場づくり推進事業」を実施し、住民や地域で活動する団体・機関など多様な主体が、分野や世代を超えて集い・交流することで、地域とともに支え合う環境づくりに取り組みました。</p> <p>（委託事業）</p> <p>●市内拠点及び北緑丘拠点において、それぞれ平日2日、土か日を月1回以上の頻度でイベントを実施。（コロナ禍では、オンラインも併用してイベントを実施）</p>	<p>●令和4に本事業の成果検証と今後の方向性について検討します。</p>	
57	<p>地域共生センターの開設</p> <p>地域共生センターを開設（令和3年（2021年）4月）し、地域団体に活動の場を提供することで地域福祉活動の充実を支援し、地域の交流やつながりづくりを進めます。</p>	<p>●西側施設を4月に供用開始し、愛称「まるぶらっと」を公募により命名しました。施設運営が円滑に行われるとともに、地域の福祉活動団体等に活動場所を提供し地域交流やまちの活性化につなげ地域共生推進に寄与しています。</p>	<p>●母子父子福祉センターの解体と東側施設の建設を始めます。開所・運営に向け、関係各課・団体との連携調整を行います。</p>	
58	<p>高齢者見守りネットワークの充実</p> <p>ひとり暮らし高齢者などを地域全体で支える体制づくりに向け、「安心生活創造事業」「安否確認ホットライン」「安心キット配布事業」などの事業を実施します。</p> <p>また、小地域福祉ネットワーク活動によるグループ援助活動や民生委員によるひとり暮らし高齢者などへの個別訪問活動、地域の民間事業者のネットワークによる見守り活動などと連携を図り、重層的な見守り体制の整備・強化をめざします。</p>	<p>●「安心生活創造事業」では75歳以上のひとり暮らし高齢者を対象にアンケートを配布し、対象者の現状把握に取り組みました。また、「安否確認ホットライン」の実施により高齢者を地域全体で見守る体制づくりに取り組みました。</p> <p>●小地域福祉ネットワーク活動によるグループ援助活動や電話や手紙を活用した民生委員によるひとり暮らし高齢者などへの個別見守り活動、地域の民間事業者のネットワークによる見守り活動などと連携を図り、重層的な見守り体制の整備・強化をめざします。</p> <p>●「ひとり暮らし高齢者登録」では登録をした人が自宅で安心して生活できるよう、民生委員を通じ、安心キットを配布しました。緊急時の対応を円滑に実施し、平常時における地域での見守り体制の構築にもつながりました。</p>	<p>●引き続き、ひとり暮らし高齢者などを地域全体で支える体制づくりに向け、「安心生活創造事業」「安否確認ホットライン」などの事業を実施します。また、地域の民間事業者のネットワークによる見守り活動などと連携を図り、重層的な見守り体制の整備・強化をめざします。</p> <p>●安心安全な暮らしを支えるために、民生委員を通じてより多くの方に「ひとり暮らし高齢者登録」を周知し、安心キットを配布し、地域での見守り体制の構築を進めます。</p>	
59	<p>社会福祉法人への地域貢献活動の促進</p> <p>良好な運営が確保され、積極的な情報公開並びに地域貢献活動を行っている社会福祉法人を「豊中市地域貢献活動推進社会福祉法人」として登録・公表し、社会福祉法人の信頼性と透明性を高めるとともに、社会福祉法人の強みを生かした地域貢献活動を促進します。</p>	<p>●社会福祉法人等に対し制度の周知を行うとともに、登録証の交付及びホームページで公表しました。</p>	<p>●引き続き、地域における公益的な取組その他社会福祉法人等が自発的に取り組むよう、制度を周知します。</p>	

(2) 生活支援に関するサービス・制度の充実

No	取り組み事項及びその内容	令和3年度主な実施状況・取り組みの評価	令和4年度以降の課題・方向性	備考
<p>住み慣れた地域で安心して日常生活を送ることができるよう、支援が必要な高齢者の自立生活や健康を支えるとともに、安否確認や見守りを兼ねた高齢者福祉サービスや介護予防・生活支援サービス事業などの充実を図ります。</p>				
60	<p>自立した在宅生活の支援</p> <p>高齢者が自立した在宅生活を継続できるよう、介護サービスとは別に、生活や外出支援等の高齢者福祉サービス事業を実施します。あわせて、必要な方がサービスを受けられることができるよう事業周知を行うとともに、社会情勢の変化等、必要に応じて事業の見直しを在り方を検討します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●高齢者が安心して在宅生活ができるよう「緊急通報システム」「高齢者福祉電話」「紙おむつ給付」「在宅給食サービス」「高齢者外出支援サービス」等の高齢者福祉サービス事業を実施しました。 ●広報とよなかや民生委員、自治会長等を通して事業周知を行いました。 	<ul style="list-style-type: none"> ●事業周知を行うとともに、社会情勢の変化に応じて、新たなサービスや事業の在り方について検討を行っています。 	
61	<p>基準緩和サービスと従前相当サービスの実施</p> <p>介護予防・生活支援サービス事業として、指定事業所による基準緩和とサービス（訪問型サービスA・通所型サービスA）と従前相当サービス（訪問介護相当サービス・通所介護相当サービス）を実施します。また、介護予防・生活支援サービスの趣旨や内容などについて、広く周知・啓発を進めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●介護予防・生活支援サービス事業として、指定事業所による基準緩和とサービス（訪問型サービスA・通所型サービスA）と従前相当サービス（訪問介護相当サービス・通所介護相当サービス）を実施しました。 ●また、介護予防・生活支援サービス事業を含む介護予防・日常生活支援総合事業の趣旨や内容について、「やさしい介護と予防」、「事業者ガイドブック」を発行し、普及啓発を行いました。 	<ul style="list-style-type: none"> ●引き続き、介護予防・生活支援サービス事業として、指定事業所による基準緩和とサービス（訪問型サービスA・通所型サービスA）と従前相当サービス（訪問介護相当サービス・通所介護相当サービス）を実施します。また、介護予防・生活支援サービスの趣旨や内容などについて、広く周知・啓発を進めます。 	
62	<p>住民主体ささえあい活動の充実【再掲】</p> <p>介護予防・生活支援サービス事業の住民主体ささえあい活動として、福祉便利屋事業（訪問型）及びぐんぐん元気塾（通所型）の全小学校区での実施をめざします。また、既に実施している校区においては、多様なサービスを充実するとともに、地域拠点としての機能を強化し、地域のささえあいに取り組みます。</p>	<p>【No. 55再掲】</p>	<p>【No. 55再掲】</p>	<p>【No. 55再掲】</p>

(3) 災害時や感染症発生時に備えた支援体制の充実

No	取り組み事項及びその内容	令和3年度主な実施状況・取り組みの評価	令和4年度以降の課題・方向性	備考
<p>災害にも強い福祉のまちづくりを実現するために、地震や風水害発生時における支援・応援体制の整備を図るとともに、発生後にも適切な支援等を受けられる仕組みづくり等に取り組みます。また、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえた今後の危機管理対策に取り組みます。</p>				
63	<p>防災・福祉ささえあいづくり推進事業の展開</p> <p>「防災・福祉ささえあいづくり推進事業」を推進するとともに、民生委員・児童委員と校区福祉委員会などの地域ボランティアが平時から活用するために、避難行動要支援者へ行う意思確認への回答率の向上を図ります。また、地域と連携して図上・実地訓練等を実施し、地域における避難支援体制の構築を支援します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●避難行動要支援者名簿システムの保守管理を行いました。また、避難支援等関係者に対し、年2回避難行動要支援者名簿の差し替えを行うと共に、図上・実地訓練等の支援を行いました。 ●避難行動要支援者名簿の提供先である民生委員・児童委員や校区福祉委員等を個別訪問することで名簿の定期的な更新を行い、災害時にスムーズな避難支援が行えるよう各校区の避難支援体制の構築に努めました。 ●「ひとり暮らしの高齢者などへの福祉サービス」リーフレット、広報とよなかに当該事業を掲載し、事業の普及啓発に努めました。個人情報の外部提供に関する意思確認については、新規対象者2,544人、昨年度未回答者805人に加え、過去2回未回答の2,635人に3回目の意思確認を行いました。（合計5,984人） ●「避難行動要支援者名簿」について、関係課とともに名簿作成を行いました。 	<ul style="list-style-type: none"> ●避難行動要支援者名簿システム改修を行い、実務に則した機能強化を図ります。引き続き、図上・実地訓練等を支援し、災害時における有効な避難支援体制の構築を図ります。 ●関係部局と連携して引き続き事業の周知について努めます。 ●引き続き様々な媒体を利用し、防災・福祉ささえあいづくり事業の普及啓発を行います。また、「避難行動要支援者名簿」について、関係課とともに名簿作成を行います。回答率が低い現状にあるので関係各所に本事業の周知をし、災害時に自力避難が困難な避難行動要支援者に対し行う個人情報の外部提供に関する意思確認の回答促進を図ります。 	
64	<p>避難所における良好な生活環境の整備</p> <p>食料品や生活物資の備蓄などをはじめとした避難所の良好な生活環境の整備を進めます。また、「介護等サービス提供事業者との協定」等を踏まえ、地域の福祉団体、サービス提供事業者、関係機関と連携して、介護保険サービスや福祉サービスが避難所において継続的に提供される体制の構築に取り組みます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●大阪府の備蓄方針を踏まえ、市の備蓄計画に基づき必要な備蓄物資の整備しました。また、備蓄物資の必要数量・必要品目の拡充により、さらなる備蓄ペースの確保が必要になったことから、教育委員会との調整を図りました。 	<ul style="list-style-type: none"> ●引き続き、市の備蓄計画に基づき必要な備蓄物資を整備します。また、備蓄倉庫については、小学校の教室等を活用できるよう、教育委員会と連携し、新たな防災備蓄倉庫の確保に努めます。 	
65	<p>避難行動要支援者個別支援プラン策定の推進</p> <p>災害時に避難行動要支援者一人ひとりに応じた避難支援策を確立するため、「避難行動要支援者個別支援プラン」の策定を進めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●個別避難計画を推進するため「災害時個別避難計画推進部会」を設置した。今年度は主に①優先して計画を作成する対象者の基準②計画書の様式作成③計画書作成までの手順や流れの確立④地域の避難支援協力者を確保するしくみの構築⑤モデル事業の実施内容について検討しました。 	<ul style="list-style-type: none"> ●モデル事業を実施し、計画書作成までの手順や流れの検証及び避難支援協力者確保のしくみを検討します。 ●全対象者の計画作成に向けた取り組み手法を検討します。 	

66	<p>(仮称) 福祉避難所に関する基本方針の策定</p> <p>「(仮称) 福祉避難所に関する基本方針」を策定するとともに、災害時の福祉避難所の確保や運営、移送手段等の確保を進めます。</p>	<p>●令和3年4月に「豊中市福祉避難所基本方針」を策定しました。豊中市介護保険事業者連絡会と福祉避難所の現状や課題を共有し、意見交換を行いました。その他、福祉避難所確保に向けた社会福祉施設等アンケート調査を作成し、市内事業者宛て実施する事が決まりました。</p> <p>●災害時個別避難計画推進部会において、要支援者の避難計画を策定するにあたって、福祉避難所について必要数、あり方等の議論を行いました。</p>	<p>●豊中市福祉避難所基本方針に基づく取組みを行います。</p> <p>●発災時の避難所への避難について、現状では多くに市内事業所がボランティアで車等での移送を行うことが予想されることから、災害時協定を締結した連絡会と移送についての協議を行い、必要な支援量の確保に努めます。</p>	
67	<p>介護保険事業所等との連携による災害・感染症対策の体制整備</p> <p>介護保険事業所等と連携し、防災や感染症対策等についての周知啓発、研修、訓練等を実施するとともに、介護保険事業所等における災害・感染症発生時に必要な物資の備蓄・調達状況等や具体的計画などの確認を促進します。</p>	<p>●災害における連携や対応を協議するため、行政や事業者の代表を選出してワーキンググループを結成、災害に係る知識習得や情報共有を目的とした研修会を実施し、災害対応の取組みを促進するための基盤づくりを行った。また、新型コロナウイルス感染症対策としては、感染予防に加えて、感染時や感染拡大への対応を学ぶことを目的として、感染管理認定看護師による研修会を実施し、必要な情報提供を行った。</p>	<p>●要配慮者が安心して避難生活を送ることができるよう公民連携による要配慮者への支援に関する取組みを段階的に進める。感染症対策については、適切な対応を実施すべく、感染状況やその環境を踏まえ、事業所等と連携した必要な取組みを行う。</p>	
68	<p>防災訓練等への支援と意識啓発</p> <p>自主防災組織等の地域団体と連携して、ハザードマップや避難所運営マニュアル等を基に地域で行う防災訓練等を支援します。また、出前講座やよなか防災アドバイザー制度を活用し、引き続き市民や関係機関・団体等を対象とした災害時の情報収集や避難行動等に関する普及啓発を進めます。</p>	<p>●校区単位自主防災活動に関して、新規・継続団体に支援を行いました。また、新たに設置された野畑南公園の防災倉庫を活用し、自主防災組織等と防災訓練を行いました。</p> <p>11月～12月にかけては、総合ハザードマップを全戸配布するとともに、当該マップの見方に関する説明動画を作成し、YouTubeへ投稿しました。その他、出前講座、防災市民講座、防災アドバイザー派遣などを実施し、市民への防災啓発に積極的に取り組みました。</p>	<p>●引き続き災害時における被害を最小限にするため、防災に関する講座や広報などの啓発事業を通じて、市民の防災意識を向上させ、活動を活発にし、地域での連携力や結束力を高めることができるよう、積極的に支援を行います。</p>	
69	<p>介護保険事業における災害時対応マニュアル作成等の促進</p> <p>災害時に社会福祉施設等で避難行動等が迅速に行えるよう、施設等に災害対応マニュアルの作成を促進します。また、水害・土砂災害が想定される区域内の要配慮者利用施設に避難確保計画の作成と避難訓練の実施等を促進します。さらに、介護保険施設等の集団指導や実地指導時に非常災害の具体的計画を策定するよう指導・助言を行います。</p>	<p>●地震や風水害などの自然災害に対する備えについては、災害時対応マニュアル、業務継続計画(BCP)、避難確保計画などの整備促進のため、時期を捉えて周知啓発を行い災害対策の取組みを進めました。なお、避難確保計画については、大阪府と共同して作成支援を行い、対象となるほぼすべての事業所で整備が完了しました。また、介護保険事業者等に対し、集団指導を行い、実地指導時には災害対応マニュアルを適切に策定するよう指導・助言を行いました。</p>	<p>●既に職員間の緊急連絡網だけではなく、詳細な対応マニュアルを整備している事業所もあるが、さらに多くの事業所でマニュアル整備等の災害対策が進むよう積極的な周知啓発を行います。また、作成したマニュアル等の実効性確認や職員等への周知強化を目的として、マニュアル等を活用した訓練の必要性も周知します。</p> <p>●引き続き、要配慮者への介護保険施設等における安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底のため、集団指導や実地指導を通じて非常災害の具体的計画を策定するよう指導・助言を行います。</p>	
70	<p>救急タグの普及啓発</p> <p>急病などの緊急時に、現病歴、アレルギーの有無、服薬状況、緊急連絡先等を専用カードに書き込み、救急隊や医師にすみやかに本人の情報を提供する「救急タグ」の普及啓発を進めます。</p>	<p>●広報については市施設、公共機関、市内救急指定病院、薬局などに救急タグパンフレットを配架し広報に取組みました。また救急タグ配付数については2,930個(12月末)、6,071個(累計)、配付しました。新型コロナウイルス感染症のためイベント等での配付が出来ない状況のなか、普及活動に取組みました。</p>	<p>●今後は救急タグ登録内容の更新が課題となります。更新の広報を含め、更新方法を引き続き検討します。</p>	

2) 相談及び支援基盤の構築・強化	令和3年度主な実施状況・取り組みの評価	令和4年度以降の課題・方向性	評価
高齢者やその家族などが抱える多様な課題・不安に対応できるよう、地域包括支援センターの総合相談窓口をはじめとする多様な相談窓口・相談機能等の充実を図るとともに、権利擁護・虐待防止に向けた取り組みを推進します。			

(1) 地域における総合相談機能の強化

<p>地域包括ケアシステムを推進するための中核となる地域包括支援センターの総合相談窓口等の機能のさらなる強化とともに、令和3年4月から実施される「重層的支援体制整備事業*」を推進し、身近な地域の多様な相談窓口等の相談支援体制の充実を図ります。また、それらの相談窓口・相談機能の有機的な連携を図り、地域における総合相談機能の強化に取り組みます。 ※既存の相談支援等の取り組みを活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化したニーズに対応する包括的な支援体制を構築する事業のこと</p>				
No	取り組み事項及びその内容	令和3年度主な実施状況・取り組みの評価	令和4年度以降の課題・方向性	備考
71	<p>地域包括支援センター職員の相談支援スキル等の向上</p> <p>地域包括支援センターの総合相談窓口の機能強化に向けて、職員の相談支援スキルや要援護者を適切かつ継続的な支援につなぐコーディネート力などの向上を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●地域包括支援センター職員向けの全体研修会を実施しました。 <研修内容> ●各地域包括支援センターの管理者が講師となり、テーマごとに役割分担して実施。管理者が実際の業務上知っておいてほしいことを中心に講義し、相談支援のスキル向上や各職種専門性の向上を図りました。 ●次年度以降の総合事業や、新設のケアマネジメントBについての説明を市の職員が実施しました。 	<ul style="list-style-type: none"> ●引き続き、地域包括支援センター向けの研修会を実施し、職員の資質向上に取り組みます。 	
72	<p>地域包括支援センターの組織力の強化とサービスの質の向上</p> <p>地域包括支援センター連絡協議会の活動を通じて、地域包括支援センター間の連携・情報共有や各職種の専門性の向上等に取り組み、地域包括支援センターの組織力の強化を図ります。また、業務内容の改善・サービスの質の向上につなげるため、自己評価・外部評価を実施するとともに、結果を市民に公表します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●地域包括支援センター連絡協議会として、管理者会議を2カ月に1回実施し、地域包括支援センター間の情報共有と連携の向上を図りました。また、市との協議の場としても活用し、現場の意見課題を吸い上げました。地域包括支援センター職員の増員を行いました。 ●地域包括支援センターの業務内容の改善やサービスの質の向上につなげるため、外部評価に併せ、透明性の確保を図るために、府の指定している第三者評価機関に外部評価の調査を委託しました。 	<ul style="list-style-type: none"> ●引き続き、地域包括支援センター連絡協議会を通じて、組織力向上の取り組みを推進します。また、圏域を越えた職種ごとの意見交換会等、専門性の向上にも取り組みます。 ●外部評価の項目について、より実態を把握しやすく且つ、各包括ごとに差や特徴がでるように見直しを検討します。 	
73	<p>地域包括支援センターの周知と情報提供</p> <p>市広報誌やホームページなどの多様な媒体、地域団体の会合や通いの場などを活用し、地域住民や地域団体などを対象に、地域包括支援センターの周知とその役割や取り組みについての情報提供を行います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●地域包括支援センターのパンフレットや啓発ポスター、薬局に設置されているデジタルサイネージや紙媒体のチラシ等様々なツールを活用しました。また、地域の会合等に積極的に参加し普及啓発を行いました。 ●認知症予防や相談窓口として地域包括支援センターの情報リーフレットを広報折込で全戸配布する等、周知啓発を実施しました。 	<ul style="list-style-type: none"> ●引き続きあらゆる機会や媒体を活用して周知活動を行います。 	
74	<p>地域における相談支援体制の強化</p> <p>「福祉なんでも相談窓口」や民生委員・児童委員など身近な相談窓口の周知啓発を行い、気軽に相談できる環境づくりを進めます。また、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）や各種専門支援機関との連携強化を図ることで、課題や不安を抱える人のSOSや周囲の気づきを漏れなく必要な支援につなげる体制づくりに取り組みます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●「福祉なんでも相談窓口」や民生委員・児童委員など身近な相談窓口の周知啓発を行い、気軽に相談できる環境づくりを進めました。 ●また、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）や各種専門支援機関との連携強化を図ることで、課題や不安を抱える人のSOSや周囲の気づきを漏れなく必要な支援につなげる体制づくりに取り組みました。 	<ul style="list-style-type: none"> ●コロナ禍では対面による相談対応が難しくデジタル技術の活用など新たな相談手法も検討していく必要がある。 	
75	<p>苦情調整委員会窓口におけるサービスの質の確保</p> <p>「健康福祉サービス苦情調整委員会（愛称「話して安心、困りごと相談」）」による健康福祉サービス全般についての苦情調整を行い、介護保険サービス等に関する苦情・相談体制の充実を図ります。また、窓口の周知・啓発を進め、市民が相談しやすい環境づくりや質の確保に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●令和3年度12月時点で、健康福祉サービス苦情受付件数は6件、委員面談は1件、申立は1件であった。その他、健康福祉サービス対象外ではあるが、問い合わせがあった場合には関係部署に繋ぎ、適切な相談窓口を案内するよう努めました。 	<ul style="list-style-type: none"> ●引き続き、窓口の周知啓発を課題として取り組みを進めました。 	
76	<p>くらし再建パーソナルサポートセンターでの支援</p> <p>「くらし再建パーソナルサポートセンター」において、関係機関との連携や地域の社会資源の活用し、高齢者の就労や家計などに関する相談支援に取り組みます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●高齢者の就労その他のニーズに対して、庁内外の関係機関と連携しながら、就職やその他福祉サービス等につなげる支援を行いました。また、シルバー人材センターとの連携により、高齢者の就労機会を提供しました。 	<ul style="list-style-type: none"> ●引き続き、総合相談窓口としての「くらし再建パーソナルサポートセンター」を活用し、関係機関との連携やこれまでに開拓した地域の社会資源の活用をしながら、高齢者が置かれている状況やニーズに対応した就労その他の必要な支援についていきます。 	

77	地域共生社会の実現にむけた包括的な支援体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ● “誰一人取り残さない包括的な支援”の実現に向け、各分野間の連携を一層強化し包括的な支援体制を構築するための追加的取組みとして「多機関協働推進事業」を実施した。多機関協働推進会議を通じて複合課題を抱える相談に多分野が連携して対応するとともに、くらしを守る総合相談会を6月と12月に実施しました。 	<ul style="list-style-type: none"> ● “誰一人取り残さない包括的な支援”の実現に向けた人材育成(支援スキルの向上)に取り組みます。
	地域共生社会の実現に向けて、重層的支援体制整備事業を推進し、子ども、高齢、障害、ひきこもりなど年齢や状態像に限定されない包括的な支援の仕組みを構築します。		

(2) 権利擁護・虐待防止の推進

認知症の人や精神障害のある人等、判断能力が低下した人をはじめ、すべての人の権利・尊厳が守られ、住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、権利擁護や虐待防止に関する取り組みを推進します。				
No	取り組み事項及びその内容	令和3年度主な実施状況・取り組みの評価	令和4年度以降の課題・方向性	備考
78	成年後見制度の普及啓発と利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ● 成年後見制度利用促進計画に基づき、成年後見サポートセンターを中心として制度の普及啓発や利用促進、相談窓口の周知啓発や相談支援機能の強化、後見人等支援の充実、市民後見人養成などに取り組みました。また、相談支援機関や専門職団体等による成年後見制度利用支援の地域連携ネットワークの強化に向けた協議会を開催しました。 ● 成年後見制度の利用促進に向けて、報酬助成制度の対象を拡大しました。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 成年後見制度を適切に利用していただけるよう、今後も成年後見サポートセンターを中心に制度の普及啓発・利用促進に努めます。また、制度利用開始後も必要な支援を行えるよう、協議会にて検討を進めるとともに、成年後見サポートセンターの相談支援・後見人等支援のさらなる機能強化に努めます。 ● 成年後見制度が必要な高齢者への支援を実施し、必要に応じて市長村長申立の件数を増加させます。 	
	成年後見利用促進計画に基づき、成年後見サポートセンターを中心として制度の普及啓発や利用促進、相談窓口の周知啓発や相談支援機能の強化、報酬助成をはじめとする後見人等支援の充実、市民後見人養成などに取り組みるとともに、相談支援機関や専門職団体等による成年後見制度利用支援の地域連携ネットワーク構築に取り組みます。			
79	消費者被害の未然防止	<ul style="list-style-type: none"> ● ホームページやくらしの安心メールなどの媒体によって情報発信を行うとともに出前講座を通じて啓発を行いました。また、消費者安全確保地域協議会(地域包括ケアシステム推進総合会議・地域福祉ネットワーク会議)において地域の見守り活動を行う市民活動団体へ情報提供を行いました。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 引き続き、セミナーなどを通じて啓発活動を実施しますが、新型コロナウイルス感染症の影響により、高齢者施設へ出向き対面で開催する出前講座の実施方法について検討が必要です。また今後も、消費者安全確保地域協議会(地域包括ケアシステム推進総合会議・地域福祉ネットワーク会議)での情報提供を行い、高齢者が被害に遭わないよう、未然防止に努めます。 	
	消費者被害に関する啓発活動を行うとともに、消費者安全確保地域協議会(地域包括ケアシステム推進総合会議・地域福祉ネットワーク会議)の場において、関係者と情報共有・啓発を進め、地域での見守り活動を行う市民活動団体等と連携を深めます。また、高齢者への直接支援を行う窓口へ頻発するトラブル事例等の情報提供を行います。			
80	特殊詐欺被害の未然防止	<ul style="list-style-type: none"> ● くらしかん及び公民館(中央・庄内・蛸池・千里)において最新の特殊詐欺の手口などを紹介する特殊詐欺セミナーを開催し、簡易型自動録音機を参加者に配布しました。また、市内で特殊詐欺被害が多発した場合、市公式LINEやFacebookなどSNSを活用し、注意喚起を行いました。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 本市は大阪府下において、特殊詐欺被害件数が多いため、今後も警察との情報共有及び連携を強化し、セミナーの開催などを通じて啓発を行います。 	
	特殊詐欺被害の未然防止に向けて、市民への啓発や注意喚起を行います。			
81	地域の高齢者虐待の防止・早期発見	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域包括ケアシステム推進総合会議(高齢部会)を通じ、虐待の実情について周知を行い、今ある課題に対して各関係機関と情報共有を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 引き続き、地域包括支援センターと連携し虐待の早期発見に向け高齢部会を通じ、周知活動を行い、各関係機関と連絡体制の構築を図ります。 	
	地域包括支援センターを中心に、高齢者虐待の防止、早期発見のための周知啓発などに取り組みます。また、地域福祉ネットワーク会議(高齢部会)と地域包括ケアシステム推進総合会議(高齢部会)などを開催し、地域の様々な関係機関と連携を図ることで、虐待の早期発見と迅速な相談支援などに取り組みます。			
82	事業者等への虐待防止に向けた支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 介護保険事業者連絡会会員向けに、養護者虐待や養介護施設従事者等による虐待をテーマに講演を実施しました。 ● 介護保険事業者に向けて集団指導や「豊中市介護保険事業者等指導実施方針」において「高齢者の虐待防止」「身体的拘束の原則禁止」等を最重点指導事項として位置付け、実地指導を行いました。 ● 虐待が疑われる事実があった場合には施設、事業所の運営状況等の指導を施設事業所指導担当課(福祉指導監査課)と虐待担当課(長寿安心課)と合同で行いました。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 引き続き、介護保険事業者連絡会と連携しながら、高齢者虐待防止や身体拘束等の原則禁止に関する基本的知識や考え方を周知し、事業者が提供するサービスの質の確保を図ります。 ● 引き続き介護保険サービス事業者等に対する集団指導を実施していきます。 ● 質の高いケアの提供ができるように事業所育成に力を入れ支援していく。質の高いケアを提供するため、高齢者虐待防止、身体拘束の原則禁止等を最重点項目とし、施設、居宅サービス計画、事故(ヒヤリハット)・苦情報告体制の確保を図ります。 ● 施設事業所指導担当課(福祉指導監査課)と虐待担当課(長寿安心課)が必要に応じて連携を図り、虐待防止に向けて合同での実地指導、立入検査を行います。 	
	介護保険事業者連絡会等との連携により高齢者虐待防止に向けた基本的知識や考え方などの周知を図り、介護サービスの質の確保を図ります。また、必要に応じて、虐待防止に向けた実地指導・立入検査などを実施し、再発防止に向けた助言・指導等を行います。さらに、高齢者施設における虐待防止に向けた取り組みを推進するとともに、虐待に関する通報等があった場合は適切な調査を実施し、再発防止に向けて助言・指導を行います。			
83	虐待を受けた高齢者の緊急避難先の確保	<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者の安全確保を優先し、本人に見合った避難先を提供しました。また、養護老人ホームの拡充に向け新たに契約を行いました。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 日常から施設の空き状況を確認し、緊急時にスムーズに避難出来る体制作りを確保します。 	
	高齢者施設との連携を図り、虐待を受けた高齢者の避難先の安定的な確保に取り組みます。			

(3) 家族介護者への支援の充実

家族介護者が地域で孤立することなく、安心して暮らしていけるよう、介護に関する相談支援体制の拡充や労働環境の整備を図るとともに、家族介護者の身体的・経済的・心理的な負担の軽減に向けた取り組みを推進します。				
No	取り組み事項及びその内容	令和3年度主な実施状況・取り組みの評価	令和4年度以降の課題・方向性	担当課
84	介護者の相談支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●介護者の抱える悩みや希望を聞き取り、関係機関等と連携を図りながら、相談者一人ひとりに応じた対応を行っています。 ●介護者からの相談は増加傾向にあります。 	<ul style="list-style-type: none"> ●介護者の多様な相談に対応できるよう、関係機関と連携を取るとともに、職員のスキルアップに向けた取り組みを実施する必要があります。 	
	関係機関との連携により、介護者の相談支援体制の充実を図るとともに、相談者一人ひとりに応じた適切な対応に向けた職員のスキルアップに取り組みます。			
85	介護者への負担軽減に向けた各種事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●介護者を対象とした事業を実施することで、介護者の負担軽減を図り、在宅でも安心して生活できるよう支援します。 ●要介護高齢者短期入所は増加傾向、介護用品支給、家族介護慰労金は横ばい傾向にあります。 ●満30歳以上の家族介護を担う人に、市民健康診査として取扱い医療機関の訪問（往診）により受診ができる機会を提供していますが、利用実績はありませんでした。介護家族が健康に関する相談がある場合には専門職が電話等で健康相談に応じています。介護サービス事業者など関係機関とは必要に応じて情報提供・助言等、支援を実施しています。 	<ul style="list-style-type: none"> ●介護者の負担軽減や健康管理は重要な課題であるため継続して取り組んでいきます。 	
	介護者を対象とした各種事業（要介護高齢者短期入所事業、介護用品支給、介護家族慰労金、介護家族訪問健康診査・健康相談）の実施を通じて、介護者の負担の軽減を図ります。			
86	介護者相互の交流等の促進	<ul style="list-style-type: none"> ●令和3年度は新型コロナウイルスの影響で、宿泊を伴う家族介護者交流事業は実施しませんでした。認知症高齢者家族交流会で介護者相互の交流を図りました。 	<ul style="list-style-type: none"> ●引き続き、老人介護者（家族）の会等への活動支援を継続するとともに、本事業の普及啓発を図ります。 	
	日々介護を行っている介護者を対象に、心身のリフレッシュと介護者相互の交流を図るため、社会福祉協議会による家族介護者交流事業を実施するなど、老人介護者（家族）の会等への活動支援を継続するとともに、本事業の普及啓発を図ります。			
87	認知症の人の家族への支援【再掲】	【No. 33再掲】	【No. 33再掲】	【No. 33再掲】
	認知症の人を介護する家族のニーズを踏まえ、介護者の精神的負担の軽減に向けた相互交流の促進や、介護技術の向上に向けた取り組みなどを推進します。			
88	地域での認知症の方の見守り体制の強化【再掲】	【No. 26再掲】	【No. 26再掲】	【No. 26再掲】
	地域での認知症の方の見守り体制を強化するために、認知症の方が徘徊した場合に早期の発見・安全確保を目的とした徘徊高齢者家族支援サービス（徘徊高齢者位置情報サービス・みまもりあいステッカー）及び認知症高齢者・障害者徘徊SOSメールの周知啓発、利用促進を図ります。			
89	介護離職防止に向けた事業所への普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ●令和3年10月に発行した勤労者ニュースにおいて、従業員が育児と介護のダブルケアをする際の支援についての記事を掲載するなど、事業所向けに多様な働き方が実現できるよう啓発しました。 	<ul style="list-style-type: none"> ●引き続き、多様な働き方についての啓発を進めていくとともに、具体的に社内の制度を見直そうという事業所に対しては働き方アドバイザーを派遣して支援していきます。 	
	介護や子育て、病気の治療などにより柔軟な働き方が求められる労働者が、就労先で勤務が継続できるよう、市内事業所に対する啓発や支援を実施します。			

基本目標 4
介護保険制度の持続可能性の確保と
2040年に向けた基盤づくり

1) 介護保険制度の效果的・効率的な運営		令和3年度主な実施状況・取り組みの評価	令和4年度以降の課題・方向性	評価
多様な介護人材の確保とともに、介護分野において、必要なサービスがより効率的に提供されるように業務改善を促進します。また、介護給付の適正化や介護サービスの質の向上を図ることで、地域の実情に応じた介護サービス基盤の整備に取り組みます。				
(1) 介護人材の育成・確保と介護現場の革新【重点的な取り組み】				
多様な人材の参入・活躍の促進による介護人材のすそ野の拡大を図るとともに、新規介護人材の確保と定着支援の双方の視点に立った取り組みを促進します。また、介護職の魅力発信や、介護現場における業務改善やデジタル技術の利活用支援等を図ることで、介護現場の革新に取り組みます。				
No	取り組み事項及びその内容	令和3年度主な実施状況・取り組みの評価	令和4年度以降の課題・方向性	備考
90	生活支援サービス従事者の養成			
	生活支援サービス従事者研修を実施し、軽度の支援を必要とする高齢者を対象とする買い物や掃除・調理などの日常生活をサポートする「生活支援サービス従事者」の育成を通じて、人材のすそ野の拡大を図ります。また、当該研修の修了者と事業者とのマッチングを行う「お仕事説明会」を開催し、介護人材確保を進めます。	●生活支援サービス従事者研修（オンライン開催含む）を実施し、地域での高齢者の支え手を養成した。研修修了者に介護保険事業者による仕事説明会を開催しました。	●地域での高齢者の日常生活の支え手を増やすため、研修を実施します。研修修了者に業務内容の説明等、仕事説明会を行います。参加者が増えるよう効果的な広報・周知に努めます。	
91	(仮称) 介護フェスの実施			
	高齢者の社会参加、多世代の参加や交流の促進、介護の仕事を広く市民に周知し、介護の魅力伝えることを目的に「(仮称) 介護フェス」を実施します。	●「いきてゆくウィーク2021」を豊中市介護保険事業者連絡会と共催で実施しました。(11/7～11/13オンラインにて開催)※一部現地開催あり。	●コロナ等の社会状況を踏まえながら、さらなる高齢者の社会参加及び介護の魅力発信に資するイベントを展開します。また、検討にあたっては、参加ターゲットに応じた最適な広報媒体を活用するとともに、行政のみならず、介護事業者や学校・学生、民間企業などと連携して取り組みます。	
92	介護人材のスキルアップ等に関する制度の周知			
	介護人材のスキルアップや負担軽減に資する国・府等の既存制度の周知広報を行います。(研修や介護福祉士実務者研修等の資格取得支援、介護従事者の負担軽減を図るためのデジタル技術導入支援等)	●取組む目的に資する、国、府等の行政機関の既存制度の周知・啓発を行うとともに、虹ねっと連絡会や職能団体などの主催研修の周知を行いました。 ●また、豊中市介護保険事業者連絡会に対して、タブレットの貸与を行うことで、新型コロナウイルス感染状況にあっても、活動継続が行えるよう支援を行いました。	●次年度以降も様々な情報を周知・啓発を行っていき、タブレット貸与と事業なども継続的に実施していきます。	
93	国・府との連携による介護現場の革新に向けた取り組みの推進			
	文書量の削減及びデジタル技術等の活用による手続きの簡素化等により、介護現場の革新に向けた対策について国の動向を踏まえ、大阪府と連携して取り組みを進めます。	●行政への提出書類における押印廃止や提出書類の削減など事務手続きの簡素化を段階的に実施しました。また、新型コロナウイルス感染症対応をきっかけとして、打合わせや研修ではWEBを取り入れるなど新しい手法の活用による対応の多様化を図りました。 ●実地指導の事前提出書類を見直し、事業所の負担軽減を図りました。また、国が示している標準化・効率化指針を踏まえ、実地指導の効率化を行ないました。	●デジタル申請やWEB会議などデジタル技術の有効活用による利便性向上と手法の多様化を継続して行います。また、国が示している標準化・効率化指針を踏まえた実地指導の効率化を行います。	
94	求職者と介護事業所とのマッチングの推進			
	無料職業紹介事業による個別支援や面接会などを通じて、求職者と介護事業所のマッチングに取り組みます。	●市内事業所を中心に企業を訪問し、求人の開拓を行いました。また、これまでのネットワークを活用し、シニアの合同面接会を開催（令和4年1月）し、企業と求職者の出会いの場を創出しました。	●新型コロナの影響により、特に医療介護系事業所へのアプローチが難しい状況が続いていました。引き続き市内事業所を中心に訪問し、企業の状況に合わせた求人開拓を行います。また、これまでのネットワークを活用し、合同面接会を開催する等企業と求職者の出会いの場を創出していきます。	
95	外国人介護人材への生活サポート			
	市内で働く外国人介護職員の人材育成及び定着のため、とよなか国際交流センターにおいて多言語による生活相談の実施や、定着定住に向けた仲間づくりを支援するなど、市内で安心して生活し働くことができるよう、生活全般をサポートします。	●介護事業所での日本語サポートは終了したが、事業所からの相談対応、外国人介護職員からの相談対応などを個別的に実施しました。	●引き続き、外国人を雇用する介護事業所からの相談対応、また外国人介護職員からの相談対応を「外国人のための多言語相談サービス」の中で実施します。	

(2) 介護サービスの質の向上と介護保険制度の適正な運営

No	取り組み事項及びその内容	令和3年度主な実施状況・取り組みの評価	令和4年度以降の課題・方向性	備考
96	<p>地域密着型サービス事業者への支援</p> <p>地域密着型サービス事業所による地域密着型サービス運営推進会議の設置・運営等を支援するとともに、内容の充実に向けた検討を進め、提供される地域密着型サービスの質の向上につなげます。</p>	<p>●地域密着型サービス運営推進会議については、事業所ごとに新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえた対応（対面開催、書面開催、未開催）を行っており、その実施報告から事業所の運営状況や独自の活動などを把握した。また、一部であるが、対面での運営推進会議に関係者として参加し、コロナ禍での課題や工夫など事業所運営を直接確認するなど貴重な経験もできました。</p>	<p>●基本的には、次年度もコロナ禍での対応は継続となるが、新たに開設する地域密着型介護老人福祉施設を含む複合施設については、初年度の状況を把握し、適切なアドバイスをを行うことで、利用者やその家族の満足度向上のための取組みを実施します。</p>	
97	<p>介護保険事業者連絡会の活動支援</p> <p>豊中市介護保険事業者連絡会への活動支援を通じて、事業者間の連携を図るとともに、質の向上などにつながる研修などに取り組みます。</p>	<p>●豊中市介護保険事業者連絡会の活動支援を通じて、サービス種別ごとの研修を実施しました。感染防止対策やワクチン接種の知見、アンガーマネジメント、医療介護連携など、サービスの質の向上はもとより、対人援助やセルフケアに必要なスキルを学ぶことにより介護サービスの質の向上に寄与しました。また、介護現場のは生産性/働きがい向上に資する研修を行政・団体共催研修として行い、介護現場の環境整備づくりに取り組みました。</p>	<p>●引き続き介護保険事業者連絡会活動を支援するとともに、保険者が推進する「自立支援・重度化防止」をはじめとした各種施策の推進と団体活動がより連携した研修事業の実施に取り組みます。</p>	
98	<p>介護サービス相談員派遣事業の実施</p> <p>介護サービス相談員を派遣し、利用者からの相談に対応し、利用者と事業所との橋渡しを行い、事業所のサービスの質の向上につなげます。また、相談員の資質向上や事業の利用促進を図ります。</p>	<p>●令和3年度は、新型コロナウイルス感染症流行のため、施設への立ち入りが難しくなったこと等があり、訪問を休止した月があった。訪問が難しい状況のため相談員から施設（利用者）に電話を架け状況を確認したり、手紙での交流を行った。感染が落ち着いた11月より感染状況をみながら訪問を実施している。相談員の資質向上のため研修（現任者研修）に参加した。（3名）</p>	<p>●引き続き、感染状況をみながら相談員の派遣を行っていく。委託先の社協と連携し相談員の増員を進める。介護サービス相談員の派遣先となった有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅についても派遣の検討を行う。</p>	
99	<p>事業者に対する指導・助言の実施</p> <p>介護保険サービス事業者及び有料老人ホームに対する指導・助言を強化し、利用者本位のサービス提供体制の確保を図ります。また、住宅施策と福祉施策の連携を図ることで、サービス付き高齢者向け住宅への指導・助言を実施します。</p>	<p>●当市で事業運営を行うサービス付き高齢者向け住宅は、施設が行うサービス提供の実態から判断すると、有料老人ホームに該当するため、当市が定める有料老人ホーム設置運営指導指針に基づき、関係課と調整を行い、問題なく対応できました。また、事業者に対する苦情等についても、現状を把握したうえで、サービス向上のための指導・助言を実施しました。 【福祉指導監査課】 ●集団指導を実施し、適正なサービス提供体制の確保のための情報提供を行いました。 ●計画的に対象施設、事業所を選定し実地指導及び立入検査を行いました。 ●サービス付き高齢者向け住宅の立入検査について、平成30年度5件、令和元年度9件、令和3年度1件、住宅部局と福祉部局合同で実施しました。</p>	<p>●サービス付き高齢者向け住宅を含めた高齢者が利用する社会福祉施設の位置づけや役割の整理を行い、介護保険施設との連携を進めます。また、介護保険サービスと介護保険外サービスの区別を明確にするための取組みを検討します。 ●引き続き介護保険サービス事業者等に対する集団指導を実施していきます。 ●事業所数が年々増加していく中でも、引き続き実地指導等の質の向上を図り利用者本位のサービス提供体制の確保を図っていきます。 ●有料老人ホーム、有料該当であるサービス付き高齢者向け住宅について立入検査を強化していきます。 ●新型コロナウイルス感染症拡大防止を念頭に置きながら、可能な限り継続的に実地指導・立入検査の件数を確保します。 ●今後も、住宅部局と福祉部局の連携を図り、サービス付き高齢者向け住宅登録事業者に対する指導・助言を行います。</p>	
100	<p>介護保険制度等の普及啓発</p> <p>出前講座や地域の様々な相談活動などの場・機会、パンフレットなどの多様な媒体を活用し、介護保険制度や地域包括ケアシステム等の普及啓発を実施します。</p>	<p>●介護保険制度等について、「やさしい介護と予防」や「事業者ガイドブック」を発行し、公共施設に配布するとともに、出前講座を通じて介護保険制度や介護保険サービス等に関する広報活動を進めました。また、「やさしい介護と予防」に掲載している全医療機関に「やさしい介護と予防」の配布を行いました。</p>	<p>●引き続き、介護保険制度等について、「介護と予防」や「事業者ガイドブック」を発行し、公共施設などに配布するとともに、出前講座を通じて介護保険制度や介護保険サービス等に関する広報活動を進めます。</p>	
101	<p>介護給付適正化に向けた取り組みの推進</p> <p>介護給付適正化に向けた取り組みとして、大阪府介護給付適正化計画に基づき、以下の介護給付適正化事業（主要8事業）を実施します。【豊中市介護給付適正化計画】</p>	<p><ケアプラン点検、医療情報の活用、縦覧点検、給付実績の活用> ●ケアプラン点検や点検結果を踏まえた研修の実施、国保連からの提供データを活用した医療情報の活用、給付実績の活用、国保連に委託している縦覧点検等により事業所運営の確認・改善を行うことで介護給付適正化に向けた取組みを実施しました。 <要介護認定の適正化> ●認定審査会前の各資料（基本調査、特記事項、主治医意見書）間の内容について不整合の確認をするとともに、認定調査票に特記事項（選択の根拠、介護に手間、頻度等）が適切に記載されているかを確認しました。 ●更新及び区分変更申請に係る要介護・要支援認定調査においては、定期的に市職員による調査（検証）を行いました。 ●認定調査員及び介護認定審査会委員に対する研修を実施しました。 <住宅改修の適正化> ●申請される住宅改修が、写真等だけでは確認できないなど疑義のある場合に、改修工事の事前または事後に、現地調査等により確認し適正化に取り組むことができました。 <福祉用具購入・貸与調査> ●届出どおり適正に行われているか実地検査等を行うことで、不要な福祉用具の購入を抑制することができました。</p>	<p><ケアプラン点検> ●ケアプラン点検事業も7年を迎えたので、過去の取組みにより積み重ねた経験と実績をベースに、ケアマネジャーとして活用できる実践的な内容にアップデートしてまいります。また、事業所からの質問と回答内容を整理してデータベースを作成するなど給付適正化知識の標準化に向けた情報発信方法を検討します。 <要介護認定の適正化> ●引き続き、認定審査会前の各資料（基本調査、特記事項、主治医意見書）間の内容について不整合の確認をするとともに、認定調査票に特記事項（選択の根拠、介護に手間、頻度等）が適切に記載されているかを確認します。 ●引き続き、更新及び区分変更申請に係る要介護・要支援認定調査においては、定期的に市職員による調査（検証）を行います。 ●引き続き、認定調査員及び介護認定審査会委員に対する研修を実施します。 <住宅改修の適正化、福祉用具購入・貸与調査> ●新型コロナウイルス感染症拡大防止のため訪問することや現場を確認することがなかなか困難となっている。決定通知に訪問依頼などを同封するなどより多くの現場確認を実施できるよう対応する。</p>	

(3) 利用者支援の充実

No	取り組み事項及びその内容	令和3年度主な実施状況・取り組みの評価	令和4年度以降の課題・方向性	備考
<p>利用者やその家族等が質の高いサービスを適切に選択し、安心して利用できるよう、介護保険サービスや保健福祉サービスに関する積極的な情報提供・発信や、苦情・相談体制の充実を図ります。</p> <p>また、すべての人が安心して介護保険サービス等を利用できるよう、低所得者への支援や高齢者や障害のある人へのサービス向上に向けた取り組みを進めます。</p>				
102	<p>介護保険制度・事業者等に関する情報提供の充実</p> <p>「やさしい介護と予防」、「事業者ガイドブック」などの介護保険制度・事業者に関するパンフレットや、市ホームページ内のポータルサイト「医療・介護・地域資源情報ナビ」などの様々な媒体を活用したきめ細やかな情報提供を行います。</p>	<p>●「やさしい介護と予防」や「事業者ガイドブック」を発行しました。また、市ホームページ内のポータルサイト「豊中市医療・介護・地域資源情報ナビ」のリニューアルを行い、介護保険制度や介護サービス事業者情報等の情報提供を行いました。</p>	<p>●引き続き、「やさしい介護と予防」、「事業者ガイドブック」などの介護保険制度・事業者に関するパンフレットや、「医療・介護・地域資源情報ナビ」などの様々な媒体を活用した細やかな情報提供を行います。</p>	
103	<p>苦情調整委員会窓口におけるサービスの質の確保【再掲】</p> <p>「健康福祉サービス苦情調整委員会（愛称「話して安心、困りごと相談」）」による健康福祉サービス全般についての苦情調整を行い、介護保険サービス等に関する苦情・相談体制の充実を図ります。</p> <p>また、窓口の周知・啓発を進め、市民が相談しやすい環境づくりや質の確保に努めます。</p>	<p>【No75再掲】</p>	<p>【No75再掲】</p>	<p>【No75再掲】</p>
104	<p>介護保険事業者連絡会の活動支援【再掲】</p> <p>豊中市介護保険事業者連絡会への活動支援を通じて、事業者間の連携を図るとともに、質の向上などにつながる研修などに取り組みます。</p>	<p>【No. 97再掲】</p>	<p>【No. 97再掲】</p>	<p>【No. 97再掲】</p>
105	<p>介護サービス相談員派遣事業の実施【再掲】</p> <p>介護サービス相談員を派遣し、利用者からの相談に対応し、利用者と事業所との橋渡しを行い、事業所のサービスの質の向上につなげます。また、相談員の資質向上や事業の利用促進を図ります。</p>	<p>【No. 98再掲】</p>	<p>【No. 98再掲】</p>	<p>【No. 98再掲】</p>
106	<p>低所得者への支援</p> <p>社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度の活用促進や介護保険料の減免などを通じて低所得者への支援に取り組みます。</p>	<p>●市ホームページや広報誌、介護と予防の冊子等を通じて利用者および社会福祉法人に利用者負担軽減制度の周知を行い、利用促進を図りました。</p> <p>●やむを得ない事情による臨時の出費又は生活困窮により保険料の納付が特に困難である方（主たる生計維持者及び被保険者本人が住民税非課税かつ当該年度の世帯全員の収入見込が一定以下（世帯人数による）である方に限る）に対し、介護保険料の減免を行い、経済的負担の軽減を図りました。</p>	<p>●様々な広報媒体を活用し、利用者負担軽減制度の浸透を図るとともに、利用者には、更新時に利用継続の働きかけを行います。</p> <p>●保険料水準の上昇に伴う低所得者対策強化や増大する介護費用の公平負担といった観点からの対策が必要になる。</p>	
107	<p>高齢で障害のある人へのサービスの充実</p> <p>高齢で障害のある人が適切なサービスが受けられるよう、介護保険制度等の普及啓発を図るとともに、高齢者と障害のある人がともに利用できる共生型サービスの指定などに取り組みます。</p>	<p>●今年度も共生型事業所の指定申請はなく、未だ指定には至っていない。今後も制度の周知啓発を続けていきます。</p>	<p>●共生型サービスについては、制度周知が十分でない可能性があることから、多様な媒体を活用して周知啓発を行っていきます。</p>	

(4) 介護サービスの整備

高齢者や介護者の状況に応じて介護サービスを提供できるよう、地域の特性に応じて介護サービスの提供基盤の整備に取り組みます。				
No	取り組み事項及びその内容	令和3年度主な実施状況・取り組みの評価	令和4年度以降の課題・方向性	備考
108	地域密着型サービスの充実	●第7期計画期間中に決定した地域密着型介護老人福祉施設を含む複合施設の建設進捗管理や申請事務の対応を行い、無事に開設まで導き、地域密着型サービスの拡充を図りました。残りの整備予定2施設のうち1施設については、大阪府が複合開発入札のかたちで施設整備事業者を募集し、候補となる社会福祉法人が決定しました。大阪府と連携し施設整備計画を進めています。	●地域密着型介護老人福祉施設を含む複合施設の整備については、未決定の1施設の候補決定に向けて、要件整理のうえ公募を行う。また、決定した候補事業者の施設整備については、スケジュールや運営に係る調整を密に行い、令和5年度の開設実現に向けた準備を進めます。	
	高齢者や地域の状況を踏まえ、地域密着型サービスの整備と普及を図ります。また、地域密着型サービス運営検討部会において、サービス事業者の指定、指定基準及び介護報酬の設定、サービスの質の確保、運営評価に関する協議を行い、公正・中立で適正な運営を図ります。			
109	高齢者向け住宅等の設置状況を踏まえた介護サービス基盤の整備	●第8期計画で計画した特定施設入居者生活介護に関しては、当市での実績がなかったことから、令和4年度公募の実施にけて、他市へのヒアリングや公募要件の検討などの準備を行った。また、地域密着型介護老人福祉施設を含む複合施設の公募と合わせたスケジュールの検討や選定委員会実施の準備を行いました。	●令和4年度の公募による候補事業者選定を円滑に進めるため、公募要件と会議開催日時スケジュールを早期に決定し、計画的な事務進行を行っていきます。	
	特定施設入居者生活介護の指定を受けていないサービス付き高齢者住宅の設置状況等を把握し、今後必要になる介護サービス基盤の整備量等の見込みなどに取り組みます。※詳細については、第7章を参照ください。			

2) 2040年に備える取り組みの推進				
		令和3年度主な実施状況・取り組みの評価	令和4年度以降の課題・方向性	評価
2040年に向けて、現役世代などの若年層がこれからの暮らしなどへの意識・関心を持ち、健康づくり・介護予防、地域活動や社会貢献活動等に取り組めるよう、予防的アプローチを展開します。また、デジタル技術等の新しい技術を積極的に活用し、今後の暮らしの変化に即した分野横断的な取り組みを推進します。				

(1) 若年層からの予防的アプローチの展開

これから高齢期を迎えていく現役世代などの若年層を対象に、今後の暮らしについて一人ひとりの意識・関心を高め、行動の変容を支援する情報発信・提供や場・機会づくり、そして、社会環境づくりなどの予防的アプローチを展開し、2040年への備えに取り組みます。				
No	取り組み事項及びその内容	令和3年度主な実施状況・取り組みの評価	令和4年度以降の課題・方向性	備考
110	若年層の行動変容に向けた取り組みの推進	●大阪府公式健康サポートアプリ「アスマイル」を用いて、若年層へけんしん受診勧奨や、毎日の血圧測定を意識づける等、健康づくりを推進する取り組みを実施しました。	●引き続き、周知にSNSを活用するなど、アスマイル参加者獲得に向けて積極的な周知を実施します。	
	若年層の利用が多い情報発信手段を積極的に活用するとともに、健康づくり、地域活動や社会貢献活動等への参加や行動変容につながる取り組みを行います。			
111	ボランティア活動や市民活動等への支援の充実【再掲】	【No. 17再掲】	【No. 17再掲】	【No. 17再掲】
	ボランティア活動や地域貢献活動などを支援するため、地域福祉活動支援センターやボランティアセンター、市民活動情報サロンでの情報発信や相談支援機能の充実を図るとともに、「とよなか夢基金（市民公益活動基金）」などによる運営支援に取り組みます。また、「とよなか地域創生塾」の取り組みを通じて、一人ひとりの興味・関心を社会参加や社会貢献活動などの実践につなげる機会・仕組みの充実を図ります。			

(2) デジタル技術の利活用の推進・促進

急速に進展している先進的なデジタル技術等の新しい技術を積極的に活用し、既存の手法にとらわれないサービス提供や、暮らしの変化に即した仕組み・活動の維持・拡充・創出をめざします。
また、デジタル技術等の利活用による様々なメリットを市民が享受できるよう、市民の情報リテラシーの向上やあらゆるデジタルデバインド（情報技術の利用の機会の格差）の是正・解消に取り組みます。

No	取り組み事項及びその内容	令和3年度主な実施状況・取り組みの評価	令和4年度以降の課題・方向性	備考
112	福祉なんでも相談窓口へのデジタル技術の利活用支援			
	新しい生活様式に対応した地域福祉活動を行うため、校区拠点である「福祉なんでも相談窓口」に通信環境とタブレットを整備し、今後の新たな交流の機会や相談などのつながりづくりを進めます。	●新しい生活様式に対応した地域福祉活動を行うため、校区拠点である「福祉なんでも相談窓口」に通信環境とタブレットを整備し、今後の新たな交流の機会や相談などのつながりづくりを進めました。	●タブレットの活用を促進することで交流・相談手法の多様化を図ります。	
113	介護保険事業者へのデジタル技術の利活用支援 豊中市介護保険事業者連絡会等と連携して、デジタル技術の利活用の促進に向けた取り組みを進めます。	●(株)ウェルモと「デジタル技術を活用した介護の課題解決の取り組みに関する連携協定」を締結しました。	●豊中市介護保険事業者連絡会等と連携して、連携協定に基づく具体的な取り組みを実施します。 ・居宅モニタリングシステムの実証事業 ・介護事業所向けデジタル研修の実施	
114	市民のデジタル利活用の推進			
	新たなデジタル技術の活用支援や各種講座等を通じて、市民の情報リテラシーの向上とデジタルデバインドの是正・解消を図ります。	●地域ITリーダーによる無料相談会、講習会の実施しました。 ●公衆無線LAN、市民利用端末の整備を進めました。	●市民向け無料相談会、講習会の実施場所回数拡大していきます。	

3) 地域デザイン機能の強化	令和3年度主な実施状況・取り組みの評価	令和4年度以降の課題・方向性	評価
これからの保険者として、地域におけるサービスの提供体制の整備、多職種連携や地域づくりなどの地域の実情に応じた仕組みや取り組みをデザインする機能（地域デザイン機能）を強化します。			

(1) 地域デザイン機能の強化に向けた仕組み・体制の整備・充実

分野横断的に必要な仕組みや取り組みをデザインできる体制の整備・充実に取り組みとともに、様々なデータの活用・分析によるエビデンスに基づく施策・事業等を推進し、PDCAサイクルにより、施策の充実を図ります。
また、庁内だけでなく、多様な主体のアイデアと資源を集め、2040年にめざすべき姿の実現に向けて取り組みます。

No	取り組み事項及びその内容	令和3年度主な実施状況・取り組みの評価	令和4年度以降の課題・方向性	備考
115	地域共生社会の実現にむけた包括的な支援体制の構築【再掲】			
	地域共生社会の実現に向けて、重層的支援体制整備事業を推進し、子ども、高齢、障害、ひきこもりなど年齢や状態像に限定されない包括的な支援の仕組みを構築します。	【No. 77再掲】	【No. 77再掲】	【No. 77再掲】
116	庁内連携の推進 分野横断的な課題等に対して、庁内での連携を図り、必要な仕組みや取り組みを検討します。	●高齢者分野における地域包括ケアシステムに関する全庁的な情報共有及び課題解決に向けた施策を推進するため、豊中市高齢者保険福祉計画・介護保険事業計画推進会議を設置し、令和3年度は1回開催しました。	●令和4年度については年2回の実施を予定しており、今後も定期的に開催し、地域包括ケアシステムの深化に向け、情報共有及び課題解決に向けて庁内で連携を図っていきます。	
117	エビデンスに基づく施策・事業の推進 日本老年学的評価研究（JAGES）プロジェクトや民間事業者等との共同による各種行政・オープンデータを活用した介護予防・生活支援データなど、様々なデータの活用・分析を積極的に進め、エビデンスに基づくPDCAサイクルの確立と推進をめざします。	●健康とくらしの調査で口腔機能低下者の割合が高い結果となっており、医療と介護の一体的実施のテーマに口腔機能に関する取組を加え、調査結果を活用いたしました。また、調査結果を生活支援コーディネーターと共有し、小学校区ごとの課題について把握しました。	●第9期高齢者保険福祉計画・介護保険事業計画策定に向け、次年度は健康とくらしの調査（JAGESとの共同）を実施します。調査結果については第9期計画に反映させるとともに、第8期計画の進捗管理にも活用します。	
118	多様な主体との連携による施策推進 市民、公益活動団体、民間事業者、大学、他自治体など、多様な主体による連携・協働・ネットワークの強化や、それぞれの強みやアイデアを活かした取り組みを推進し、地域包括ケアシステム・豊中モデルの実現に向けた課題の解決を図ります。	●いきてゆくウィーク2021の開催 これまで、介護事業者連絡会と市で進めてきたスタイルから大学生、民間企業など多様な主体と企画運営を進める形に変更したことで、新たな広報媒体による情報発信やコンテンツのリニューアルを行いました。 ●(株)ウェルモと「デジタル技術を活用した介護の課題解決の取り組みに関する連携協定」を締結しました。	●いきてゆくウィーク 引き続き、介護事業者や学校・学生、民間企業等と連携して取組みます。 ●協定の締結 地域包括ケアの充実のために、民間企業などと連携を深めながら、介護の質の向上などに繋げていきます。	



株式会社ウェルモと協定を締結 デジタル技術を活用し介護分野での課題解決を推進

豊中市は、ケアプラン作成支援 AI 等のケアテック事業を展開する株式会社ウェルモと協定を締結します。

高精度の電力センサー情報等を用いた居宅内モニタリングシステムの実証事業や介護事業所向けデジタル研修の開催など、協定に基づく連携事業を行い、介護の質の向上や生産性向上などに繋げていきます。

介護分野におけるデジタル技術の活用による課題解決への取り組みに関する協定の概要

1. 協定締結先 株式会社ウェルモ（本社：東京都千代田区）

2. 協定の内容

- (1) 介護分野における官民データの利活用方法の検討・研究
- (2) 介護分野の業務課題解決及び業務高度化に向けたデジタル技術活用の検討・研究
- (3) その他地域包括ケアの推進に関すること

3. 協定締結式

- (1) 日時 令和3年(2021年)12月23日(木) 13時15分～
- (2) 場所 豊中市役所 第一庁舎3階 秘書課 第一応接室
- (3) 出席者 株式会社ウェルモ：代表取締役CEO 鹿野 佑介
豊中市：市長 長内 繁樹

<当日取材いただけます>

- 取材を希望する場合は、12月21日(火)12時までに、福祉部長寿社会政策課 chouju@city.toyonaka.osaka.jp までメールで申し込みを行ってください。
- メール件名を【社名】株式会社ウェルモとの協定締結式の取材申込」としてください。
- メール本文には、社名・当日参加する記者名・連絡先（電話番号、メールアドレス）、質問内容をご記入ください。
- 【注意】新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、当日はマスク着用をお願いします。

<次ページあり>





実証事業の内容

（1）概要

- 一人暮らしの高齢者宅に高精度の電力センサー等を設置し、家電の利用データなどを基にAI技術を用いて高齢者の生活リズムや異常状態を推定します。
- 高齢者の生活行動をモニタリングレポートとしてご家族やケアマネジャー等に提供するとともに、異常状態が推定された場合はリアルタイムで通知します。
- この取り組みが介護サービス適正化やケアの質の向上に寄与するかどうかを検証します。

（2）対象

豊中市内の要支援・要介護認定の一人暮らしの在宅高齢者 20名程度

（3）期間

令和4年（2022年）4月 ～ 令和5年（2023年）12月（予定）



■ 電力、センサー情報を用いた居宅内モニタリングシステムの実証事業

国立研究開発法人日本医療研究開発機構(AMED)が公募する「ロボット介護機器開発等推進事業(開発補助)」のスキームで実施する実証事業。

<実証事業の概要内容>

ウェルモと東京電力パワーグリッドにて、電力、センサー等の情報を活用し、独居高齢者の居宅内の生活リズム、生活実態を把握することで、介護事業者の適切な声かけや介入につなげるシステムを開発中。

介護サービスを活用していない時間帯に高齢者の生活リズムを把握可能にすることで、介護現場が抱える課題を解決するため、「居宅内モニタリングサービス」の開発にかかる実証事業を実施。

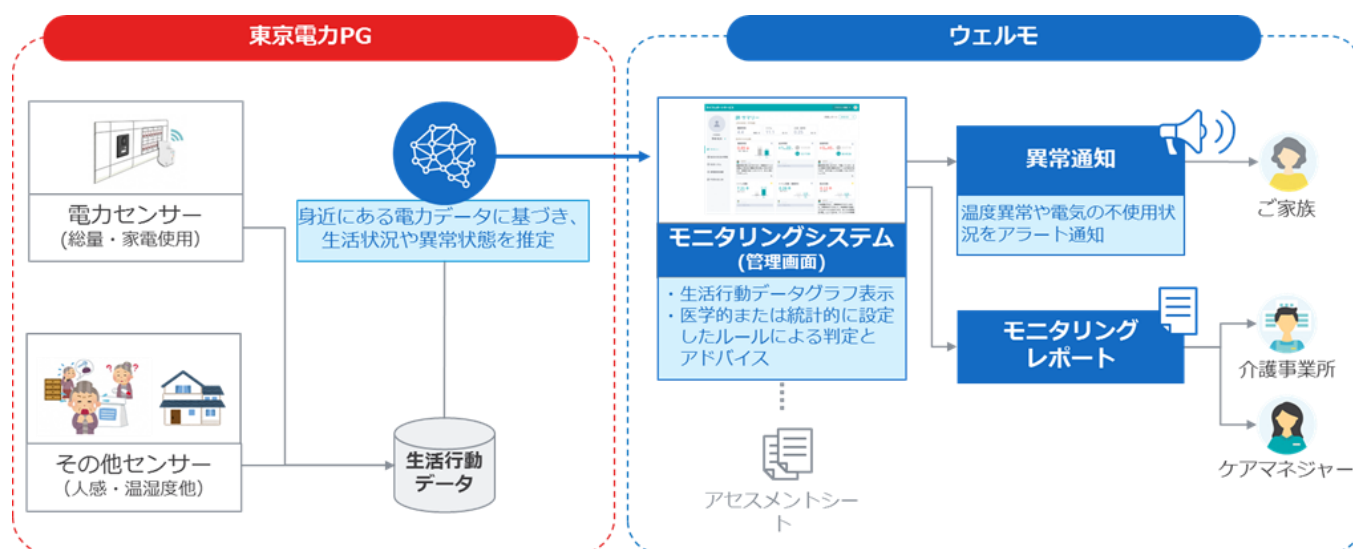
- 一人暮らしの高齢者宅に高精度の電力センサー等を設置し、家電の利用データなどを基にAI技術を用いて高齢者の生活リズムや異常状態を推定する。
- 高齢者の生活行動をモニタリングレポートとしてご家族やケアマネジャー等に提供するとともに、異常状態が推定された場合はリアルタイムで通知する。
- この取り組みが介護サービス適正化やケアの質の向上に寄与するかどうかを検証する。

(1)対象 豊中市内の要支援・要介護認定の一人暮らしの在宅高齢者 20名程度

(2)実証実験の対象フィールドについて

- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- ・小規模多機能型居宅介護事業所
- ・居宅介護支援事業所

(3)期間 令和4年4月 ～ 令和5年12月(予定)



令和4年度から変わる総合事業のかたちと 介護予防ケアマネジメントBの新設

令和4年4月より「短期集中サービスを活用した
自立支援型ケアマネジメント促進モデル事業」
の全市展開を実施します

豊中市福祉部
長寿安心課

令和4年度からの総合事業

事業対象者・要支援認定者
(サービス新規利用者)

ケアマネジャーのアセスメントに
リハビリ専門職が同行(※)

利用者の状態像に応じた
サービスを提案

(※) リハビリ専門職の同行は、アセスメントにリハビリの視点を加え、具体的な目標を設定するためのものです。同行を強制するものではありませんので、利用者と相談して利用するか決めてください。

対象者像別サービス提案のイメージ
* 必要なサービスを制限するものではありません。

対象者(疾患別)	利用サービス・社会参加
<ul style="list-style-type: none"> 整形疾患 循環器疾患 脳神経疾患 認知症 等 (認知症自立度 I) 	<p>短期集中サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> 介護予防手帳によるセルフケア 地域の体力測定会 <p>改善</p> <ul style="list-style-type: none"> 社会参加・介護予防 <ul style="list-style-type: none"> 一般介護予防事業 (通いの場、介護予防センター等) 住民主体ささえあい活動 (ぐんぐん元気塾、福祉便利屋) 地域活動 (ボランティア、サロン、サークル等) <p>維持</p> <p>改善</p> <ul style="list-style-type: none"> 身体介護が不要な場合 <ul style="list-style-type: none"> 訪問型サービスA 通所型サービスA 身体介護が必要な場合 <ul style="list-style-type: none"> 訪問介護相当サービス (従前相当) 通所介護相当サービス (従前相当)
<ul style="list-style-type: none"> がん末期 難病 認知症 等 (認知症自立度 II a以上) 	<p>予防給付等の有資格者によるサービス</p> <ul style="list-style-type: none"> 訪問介護相当サービス (従前相当) 通所介護相当サービス (従前相当) 予防給付 (福祉用具・訪問看護等)

「本人の望むくらし」(元の生活)の実現

令和4年度からの総合事業

ポイント①

ケアマネジャーのアセスメントにリハビリ専門職が同行します。

ポイント②

リハビリ専門職が利用者の状態像に合わせて短期集中サービスを提案します。

ポイント③

短期集中サービス利用後、給付管理の対象となるサービスを利用しない場合にケアマネジメントBに移行します。

令和4年度からの総合事業

ポイント③

短期集中サービス利用後、給付管理の対象となるサービスを利用しない場合にケアマネジメントBに移行します。

⇒令和2年～3年度にかけて実施した「モデル事業」では、短期集中サービス終了後、約4割の利用者が生活機能が改善し、自立した生活に戻りました。改善した状態を維持することが重要となります。

Q. 自立した生活に戻ったのに、ケアマネジャーは何をするの？

A. 一旦改善した生活機能も、日常の中でセルフケアや社会参加が継続できなければ、支援が必要な状態に戻ってしまいます。短期集中サービス終了後、一定期間（最長6か月）ケアマネジャーが見守り・評価することにより本人のセルフケアの継続や社会参加を支援します。

Q. ケアマネジメントBについて教えて？

A. 次のページをご覧ください。

介護予防ケアマネジメントの類型と考え方①

豊中市の介護予防ケアマネジメントの類型は以下のとおり

1. ケアマネジメントA
(原則的な介護予防ケアマネジメント)
2. ケアマネジメントB ⇒ 令和4年4月より新設
(簡略化した介護予防ケアマネジメント)
3. ケアマネジメントC ⇒ 地域包括支援センターのみ実施可
(初回のみ介護予防ケアマネジメント)

介護予防ケアマネジメントの類型と考え方②

	ケアマネジメントB（新設）	参考 ケアマネジメントA
適用対象者	◆通所訪問型短期集中サービスの利用後、 <u>給付管理の対象となるサービスを利用しない場合。利用期間は原則6カ月間。</u>	◆給付管理の対象となる総合事業のサービス（指定を受けたサービス＝従前相当、基準緩和サービス）を利用する場合。 ◆通所訪問型短期集中サービスを利用する場合。
プロセス	<p>※ケアマネジメントAから移行</p> <ul style="list-style-type: none"> ①アセスメント ②ケアプラン原案作成 ③利用者への説明・同意 ④ケアプラン確定・交付 ⑤ケアプランの実行 ⑥モニタリング （電話等→毎月） （訪問等→3か月に1回） <p>※ケアマネジメントAの情報を基礎に①②を作成</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①アセスメント ②ケアプラン原案作成 ③サービス担当者会議 ④利用者への説明・同意 ⑤ケアプラン確定・交付 ⑥サービス利用開始 ⑦モニタリング （電話等→毎月） （訪問等→3か月に1回）

介護予防ケアマネジメントの類型と考え方③

	ケアマネジメントB（新設）	参考 ケアマネジメントA										
単価	<p>◆ケアマネジメントAとほとんど同様のプロセスであることを踏まえ、ケアマネジメントAと同額とする。</p> <table border="1"> <tr> <td>基本（1月につき）</td> <td>438単位</td> </tr> <tr> <td>※委託連携加算</td> <td>300単位</td> </tr> </table> <p>※ケアマネジメントAからBに移行する際に、地域包括支援センターから指定居宅介護支援事業所に委託する場合に限る</p> <p>1単位 = 10.84円</p>	基本（1月につき）	438単位	※委託連携加算	300単位	<p>◆原則的なケアマネジメントであり、介護予防支援と同じプロセスであることを踏まえ、介護予防支援費と同額とする。</p> <table border="1"> <tr> <td>基本（1月につき）</td> <td>438単位</td> </tr> <tr> <td>初回加算</td> <td>300単位</td> </tr> <tr> <td>委託連携加算</td> <td>300単位</td> </tr> </table> <p>*算定方法や基準は「指定介護予防支援」と同様の考え方とする</p>	基本（1月につき）	438単位	初回加算	300単位	委託連携加算	300単位
基本（1月につき）	438単位											
※委託連携加算	300単位											
基本（1月につき）	438単位											
初回加算	300単位											
委託連携加算	300単位											

介護予防ケアマネジメントの類型と考え方④

	ケアマネジメントB（新設）	参考 ケアマネジメントA
居宅への委託	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">◆委託の可否について</div> <p>委託可 但し、初回は包括が立ち会い、総合事業の趣旨説明・契約を行う。包括の同席・助言の下で、居宅支援事業所がアセスメント・担当者会議を行い、ケアプランや支援経過記録の提出を求めること。 ＊介護予防支援と同様の手順</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">◆委託費について</div> <ul style="list-style-type: none"> ・委託費は、介護予防支援と同様包括（1）：居宅（9） ・介護予防支援ではないことから居宅介護支援事業所の取扱い（＝1/2件扱い）の対象外となる 	
様式	①基本チェックリスト（※） ②興味・関心チェックシート（※） ③利用者基本情報 ④介護予防サービス・支援計画書 ⑤介護予防支援・介護予防ケアマネジメント 経過記録 ⑥介護予防支援・介護予防ケアマネジメント サービス評価表 （※）省略可	①基本チェックリスト ②興味・関心チェックシート ③利用者基本情報 ④介護予防サービス・支援計画書 ⑤介護予防支援・介護予防ケアマネジメント 経過記録 ⑥介護予防支援・介護予防ケアマネジメント サービス評価表

ケアマネジメントB（簡略化した介護予防ケアマネジメント）

概要

- ・ 高齢者の「セルフマネジメント」を支援するケアマネジメント
- ・ 短期集中サービスの利用により向上した生活機能をサービス終了後も維持するために、サービス利用中に獲得したセルフケア習慣の定着や、地域の活動等への参加が継続できるように支援する。

「セルフマネジメント」

高齢者自身が介護予防（セルフケアや地域の予防活動等）に**主体的に取り組むことを意識した**、高齢者自身による介護予防の取り組み。

◆実施内容

モニタリングの中で次のことを実施

- ①介護予防手帳等を活用したセルフケアが定着できているかを評価
- ②介護予防に資する地域の活動等への参加を促し、参加状況を評価

ケアマネジメントBの流れ

対象は、通所訪問型短期集中サービスの利用後、給付管理の対象となるサービスを利用しない者。

⇒ケアマネジメントBはケアマネジメントAから移行したものとなる。そのため、**ケアマネジメントBに移行時のアセスメント・帳票はケアマネジメントAで作成したものが基礎となる。**

手順	①アセスメント	②ケアプラン原案作成 (※1) ③利用者への説明・同意 ④ケアプラン確定・本人に交付	⑤ケアプランの実行 ⑥モニタリング	評価
様式	<ul style="list-style-type: none"> 基本チェックリスト (※1) 興味関心チェックシート (※1) 利用者基本情報 	<ul style="list-style-type: none"> 介護予防サービス・支援計画書 	<ul style="list-style-type: none"> 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント経過記録 	<ul style="list-style-type: none"> 介護予防支援・介護予防ケアマネジメントサービス評価表
ポイント	<ul style="list-style-type: none"> ケアマネジメントAのアセスメント・帳票を基に、短期集中サービス終了時の心身機能や活動・参加意欲にかかる本人情報を、利用者だけでなく、短期集中サービス実施事業所からも収集する。 	<ul style="list-style-type: none"> 支援計画の欄には、短期集中サービス利用時から使用している「介護予防手帳（はつらつ手帳）」を活用したセルフケアの習慣獲得を記載。また、地域活動等への参加についても利用者と相談しながら記載する。 	<ul style="list-style-type: none"> 3カ月目、6カ月目、及び評価期間の終了月、利用者の状況に著しい変化のあった時には、自宅や地域活動の場に訪問して面接する。それ以外の月においては、可能な限り、訪問して利用者に面接するよう努めるとともに、面接ができない場合は電話等により利用者との連絡を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 介護予防手帳を活用したセルフケアが定着できているか確認し評価 介護予防に資する地域の活動等への参加を促し、参加状況を評価 ☆ケアプランの目標が達成されたか評価し、終了・ケアマネジメントの類型変更も含めて、今後の方針を決定する。ケアマネジメントBの延長は不可。(※2)

(※1) 短期集中サービス実施事業所からの適切な引継ぎを行い評価することで、**基本チェックリスト作成、興味関心チェックシートの作成、ケアプラン原本の地域包括支援センターの確認は省略することができる。**

(※2) 基本は6ヶ月継続するもの。ただし、一定の基準を満たす方は3ヶ月目の面接によるモニタリング時に評価し、終了することも可。その場合は、**地域ケア会議等を活用し多職種に相談することを推奨。**

【特別養護老人ホーム入所申込の状況】（令和3年4月1日現在）

令和3年度 第2回介護保険事業運営委員会 資料4

(1) 施設への申込者数

区分	R2.4.1	R3.4.1	前年比較
名簿登録者	1,189人	1,203人	14人
実申込者数	517人	468人	-49人

(2) 介護度別の実申込者数

区分	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
人数	3人	19人	192人	147人	107人	468人

(3) 現在の居所

区分	他の特養	老人保健施設	介護療養型医療施設	介護医療院	在宅	一般病院	グループホーム	有料老人ホーム	サ高住	その他	計
人数	1人	92人	2人	0人	238人	79人	16人	23人	12人	5人	468人

現在の居所が介護保険施設以外の者373人

(4) 現在の居所が介護保険施設以外の者の入所希望時期

区分	1年以内	1年以上	合計
人数	294人	79人	373人

(5) 現在の居所が介護保険施設以外の者のうち1年以内に入所を希望している者の要介護度別人数

入所希望時期	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
3ヶ月以内	1人	7人	84人	76人	60人	228人
3ヶ月～1年以内	人	3人	41人	14人	8人	66人
計(1年以内)	1人	10人	125人	90人	68人	294人
1年以上	2人	6人	32人	19人	20人	79人
合計	3人	16人	157人	109人	88人	373人

	前年度	今年度	前年比較
※入所希望者のうち入所の必要性が高いと考えられる者 上記太枠部分	259人	242人	-17人
1年以内での入所希望者のうち要介護4及び5の者	167人	158人	-9人
3ヶ月以内での入所希望者のうち要介護3の者	92人	84人	-8人

※「入所の必要性が高いと考えられる者」とは要介護4及び5の人のうち入所希望時期を1年以内と回答した人と、要介護3の人のうち入所希望時期が3か月以内と回答した人の合計(大阪府特別養護老人ホーム入所申込者の状況調査より)

豊中市生活支援サービス部会について（概要）

令和3年9月8日（水）に令和3年度第1回豊中市生活支援サービス部会が開催されました。概要は以下のとおりです。

1. 副部会長の指名について

大野部会長の指名により秦部会員を副部会長に任命しました。

2. 第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（平成30年度～令和2年度）の生活支援コーディネーターの活動結果について

参考資料 「生活支援コーディネーター中期支援計画（平成30年度（2018年度）～32年度（2020年度））」を参照

○第一層（豊中全市域）での主な取り組み

- ・豊中めぐりプロジェクトの運営

（活動拠点：7か所、年間延べ参加者数：1,315名（令和2年度）、移動販売車：延べ96日、延べ180か所、延べ協力人数173名（令和元年度））

○第二層（豊中全市域）での主な取り組み

- ・安心サポーターによる活動（安心サポーター数：663名（令和2年度末））
- ・第二層地域ささえあい推進協議体（地域福祉ネットワーク会議）の実施（年2回実施）

令和2年度はコロナ禍ということもあり1回の実施にとどまったが、初めてオンラインで開催することができ、令和3年度は2回開催することができた。

○第三層（小学校区）の主な取り組み

- ・住民主体ささえあい活動（通所型）：ぐんぐん元気塾

平成30年度 28校区 延べ1,315回開催 35,963名参加 登録者数1,648名

令和元年度 33校区 延べ1,393回開催 37,711名参加 登録者数1,899名

令和2年度 33校区 延べ 891回開催 13,920名参加 登録者数1,833名

- ・住民主体ささえあい活動（訪問型）：福祉便利屋

平成30年度 12校区（アンケート調査実施等準備中 12校区） 登録者数152名

相談件数152件 対応件数130件 サポーター数183名

令和元年度 18校区（アンケート調査実施等準備中 6校区） 登録者数284名

相談件数265件 対応件数248件 サポーター数285名

令和2年度 19校区（アンケート調査実施等準備中 5校区） 登録者数424名

相談件数242件 対応件数216件 サポーター数269名

3. 令和3年度生活支援コーディネーター活動報告について

- ・新型コロナウイルス感染症対策として、住民主体ささえあい活動（通所型）のぐんぐん元気塾をぐんぐんウォークとして、自宅から歩いて会場に来てもらうや会場から決まったコースを歩いてもらうなどの方法で行いました。

- ・会食会を中止し、テイクアウト方式として様々なキッチンカーに来てもらっています。
- ・オレンジカフェの活動場所が増えました。(岡町オレンジカフェ和居輪居、刀根山オレンジカフェ(裏庭 meme)、オレンジカフェ庄内わいわい)

生活支援コーディネーター 中期支援計画

(平成 30 年度 (2018 年度) ~32 年度 (2020 年度))

平成 30 年 (2018 年) 3 月

豊中市

社会福祉法人豊中市社会福祉協議会

目 次

1. 本計画の策定の背景と目的.....	1
2. 地域の課題（アセスメント）.....	3
1) 全市的な現状・課題.....	3
(1) 地域人材の育成・組織化.....	3
(2) 地域課題解決力の強化.....	4
2) 生活圏域別の現状・課題.....	5
(1) 北西部圏域.....	5
(2) 北中部圏域.....	6
(3) 北東部圏域.....	6
(4) 中部圏域.....	7
(5) 中東部圏域.....	7
(6) 中西部圏域.....	8
(7) 南部圏域.....	8
3. 取り組みの方向性と展開.....	9
4. 計画の推進.....	11

『介護予防と社会参加の関係』

関西学院大学 名誉教授 牧里 每治
(豊中市介護保険事業運営委員会 委員長)
(豊中市生活支援サービス部会 部会長)

社会参加していると介護予防になる、というのは本当でしょうか。

介護予防は「介護要らず」の状態だとすると、たしかに仕事をしていたり、ボランティア活動していたら、介護サービスは必要でないですね。社会参加をどう考えるかによりますが、「医者要らず」と同じように病気しないで健康であることは、なんらかの社会活動をしていることを意味しています。社会参加には仕事をするところから、地域での自治会活動、ボランティア活動など無償で活動することや、趣味やスポーツ・体操など個人的な余暇活動することまで含まれています。なにをすれば介護予防になるのか限定できませんが、社会に関わる活動がすべて介護予防になるともいえます。

これらの社会参加を長続きさせるには、仲間と一緒に励まし支え合いながら取り組むことが大事です。一人では関心が薄れると活動をやめてしまったりするからです。だれか仲間とともにやる、誰かのために協力することが、実は自分の介護要らずの元気な日常生活を持続させる秘訣ではないでしょうか。

1. 本計画の策定の背景と目的

今後、高齢化が進行していくなかで、ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦のみ世帯、認知症高齢者、医療を必要とする高齢者が増加することが見込まれており、介護する家族の負担や介護離職の増加とともに、認知症高齢者やその家族への支援、在宅医療と介護の連携強化、介護人材の不足等への対応など、様々な課題への対応が求められている。そして、介護、医療、介護予防、生活支援、住まいが包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の深化・推進が喫緊の課題となっている。

そのような中、本市では、平成 29 年（2017 年）3 月に「豊中市地域包括ケアシステム推進基本方針」を策定し、少子化・高齢化などに起因する様々な課題を克服し、豊中市で地域共生社会を実現していくために、本市が持っている市民力・地域力や、これまでの取り組みを活かしたシステムとして「地域包括ケアシステム・豊中モデル」を掲げ、その基本的な考え方、構築・推進に向けた方針・取り組み内容などを整理した。

また、平成 30 年度（2018 年度）から平成 32 年度（2020 年度）を計画期間とする「第 7 期豊中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」（以下「第 7 期計画」）では、団塊の世代が後期高齢者となる平成 37 年（2025 年）を見据えて、豊中市の高齢者分野における地域包括ケアシステムの深化・推進することで、「豊中市地域包括ケアシステム推進基本方針」で示された「地域包括ケアシステム・豊中モデル」に発展させていくことをめざしている。

「生活支援コーディネーター中期支援計画」は、「豊中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」の内容と十分に整合を図り、高齢者分野における地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて、生活支援コーディネーターによる「地域における支え合いの体制づくり」を推進するための取り組みの方向性を整理し、地域住民、市及び関係団体間で共有するために策定するものである。

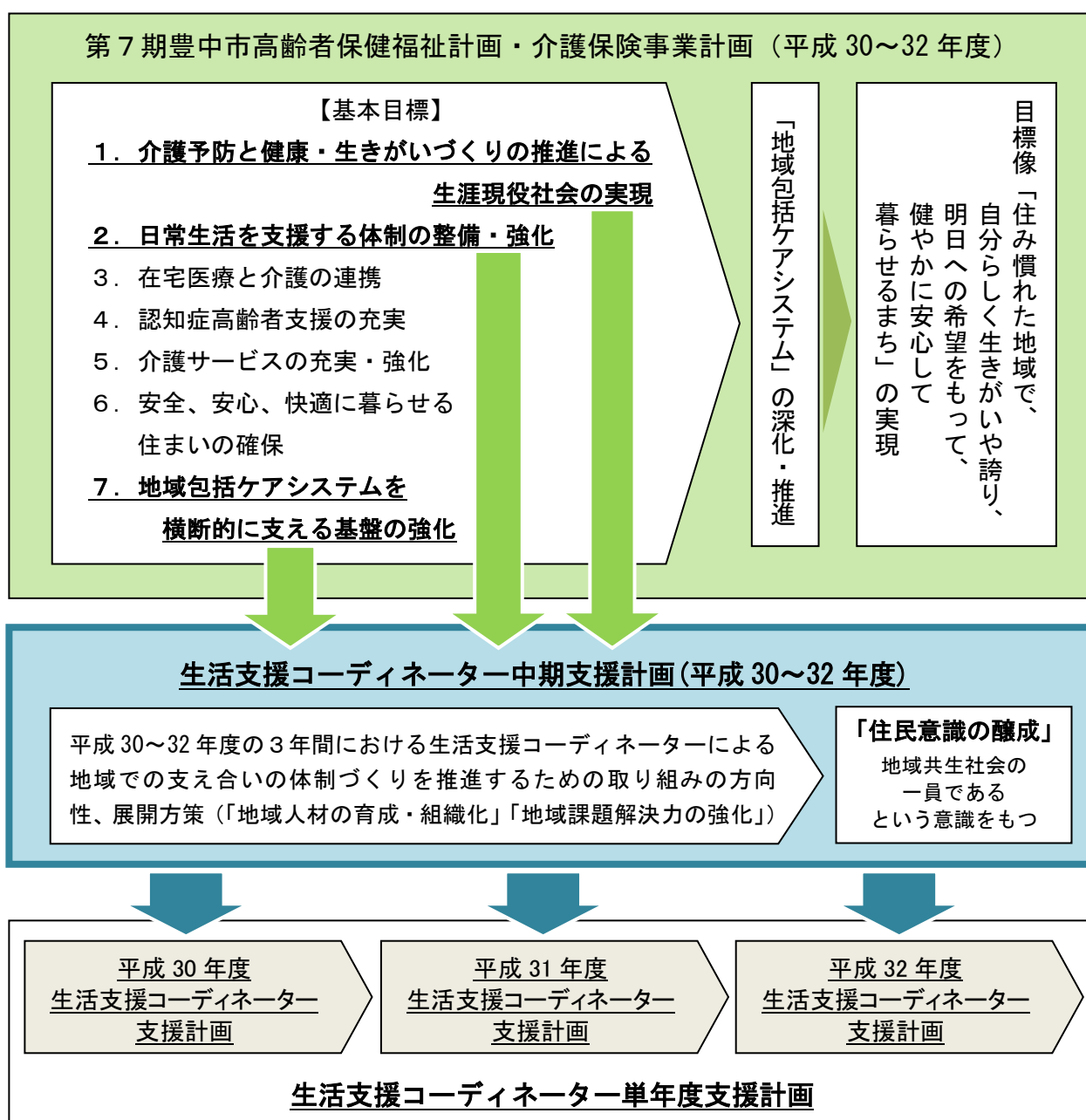
なお、「生活支援コーディネーター中期支援計画」では、生活支援コーディネーターによる「地域における支え合いの体制づくり」について、「豊中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」の計画期間にあわせて 3 年間スパンで基本目標（めざすべき姿）を以下のように設定し、基本目標に留意しつつ、取り組みの方向性等を整理する。

	平成 30 年度～平成 32 年度 (2018 年度)～(2020 年度)	平成 33 年度～平成 35 年度 (2021 年度)～(2023 年度)	平成 36 年度～平成 38 年度 (2024 年度)～(2026 年度)
豊中市地域包括 ケアシステム 推進基本方針	平成 29 年度(2017 年度)～		
	「地域包括ケアシステム・豊中モデル」の実現 ⇒ 地域共生社会		
介護保険事業計画	第 7 期計画	第 8 期計画	第 9 期計画
	豊中市の高齢者分野における地域包括ケアシステムの深化・推進		
生活支援 コーディネーター 中期支援計画	地域における支え合いの体制づくりの推進		
基本目標(めざすべき姿)	「住民意識の醸成」 地域共生社会の一員である という意識を育む	「多様な住民主体の創出」 地域共生社会の一員として 支え合い活動に参加及び 自ら創出する	「住民主体の展開」 地域共生社会の一員として 主体的に活動を展開する

「生活支援コーディネーター中期支援計画(平成30年度(2018年度)～平成32年度(2020年度))」では、第7期計画の「基本目標7 地域包括ケアシステムを横断的に支える基盤の強化」と整合を図りつつ、「基本目標1 介護予防と健康・生きがいの推進による生涯現役社会の実現日常生活を支援する体制の整備・強化」と「基本目標2 日常生活を支援する体制の整備・強化」の施策と整合を図りつつ、生活支援コーディネーターによる「地域における支え合いの体制づくり」に関連する取り組みの方向性等を整理する。

また、平成30年度(2018年度)から平成32年度(2020年度)の3年間の重点目標として掲げた「住民意識の醸成(地域共生社会の一員であるという意識を育む)」をめざすことにも留意する。

なお、単年度ごとの具体的な取り組みの内容については、「生活支援コーディネーター単年度支援計画」(以下「単年度支援計画」)において整理する。



2. 地域の課題（アセスメント）

1) 全市的な現状・課題

第7期計画策定時に実施した高齢者を対象としたアンケート調査結果や各種ヒアリング調査等を踏まえて、地域での支え合いの体制づくりを推進に向けた「地域人材の育成・組織化」「地域課題解決力の強化」に関連する全市的な現状・課題を整理する。

(1) 地域人材の育成・組織化

日常生活の支援の担い手側の状況

- ◆ 日常生活の支援の担い手について、ボランティアなどの地域貢献活動への参加意向を持つ人をみると、未認定者で4割程度、要支援認定者でも1～2割を占める。また、未認定者・要支援認定者の6割程度が何らかの仕事・活動に興味・関心を持っており、潜在的な担い手がある程度確認できる。
- ◆ 圏域によって、住民主体の活動や地域貢献活動に対する高齢者の参加状況や参加意向状などが大きく異なり、支援の担い手の把握・確保が課題となっている圏域もある。
- ◆ 担い手づくりについては、担い手となる高齢者の多様な状況・ニーズに対応できるよう、様々なメニュー・プログラムづくりが求められている。

介護予防・生きがいづくり・社会参加の状況・意識

- ◆ 高齢者の中には、介護予防が自分に関係することであるという認識が低い人もおり、介護予防に関する意識づくりが課題となっている。
- ◆ 未認定者・要支援認定者では、「友人・知人との交流」「趣味の活動」などを生きがいとする人が多い。また、未認定者・要支援認定者の6割程度が、何らかの仕事・活動に興味・関心を持っており、「これまでの経験を活かした仕事」や「子どもの見守り」「農業」などへの興味・関心が高い。
- ◆ 未認定者・要支援認定者では、スポーツ関係や趣味関係のグループ・クラブへの参加率が比較的高いが、圏域によって参加状況が大きく異なる。

今後の課題

- ◎ 地域での支え合いの体制づくりに向けて、支援する側とされる側という従来型発想の転換に向けた意識づくりを進めることが重要となる。
- ◎ 高齢者の社会参加や地域貢献を推進するためには、高齢者のおかれる状況や活動ニーズ等に応じた多様な人材育成のメニュー・プログラムづくり、社会参加の場・機会づくりを展開する必要がある。
- ◎ 介護予防活動は社会参加のきっかけになりやすいことから、介護予防が自分に関係することであるという意識づくり、介護予防の必要性・重要性に関する周知・啓発を積極的に進め、介護予防の実践につないでいく必要がある。

(2) 地域課題解決力の強化

日常生活の支援に関するニーズ

- ◆ 未認定者から要支援認定者に移行するとともに、日常生活において、買い物支援や外出・通院支援などの手助けや、話し相手など地域でのつながりを必要とする人が多くなっている。また、高齢者全般で、ちょっとした手伝いへのニーズが多くなっており、潜在化している可能性もある。
- ◆ 住環境について困ったことがある人も増加しており、圏域によって、困っていることの内容などが異なっている。
- ◆ ボランティアやインフォーマルサービス等を利用している人は要支援認定者が多いが、新たに利用したいという人は未認定者と認定者とともに多くなっており、ボランティアやインフォーマルサービス等へのニーズが高いことがわかる。また、認定者では、外出同行や移送サービスへのニーズが高いが、身体介護を伴うため対応が難しくなっている
- ◆ 高齢者福祉サービスについては、未認定者と認定者ともに利用意向が高くなっている。特に、認定者では通院等の外出支援サービスへのニーズが他サービスより高い。

介護家族の状況

- ◆ 介護家族の多くは「心身の負担が大きい」や「外出できない」「経済的負担が大きい」といった課題を抱えており、重度者の介護者ほどそのような課題を抱える人は多い。また、現在の生活を継続するにあたって不安を感じる介護としては、「外出の付き添い、送迎等」や「認知症状への対応」が挙がる。

介護予防に関する意識・動向

- ◆ 介護予防については、運動機能改善に関する取り組みへのニーズが依然として高いなかで、介護予防に対する高齢者の意識をはじめ、地域に根ざした介護予防の取り組みの状況は、圏域により大きく異なる。



今後の課題

- ◎ 高齢者の地域貢献活動への参加意向の動向を踏まえつつ、住民主体サービスをはじめ、生活支援コーディネーターや協議体の活動を通じて、支援する側とされる側という従来型発想に基づく関係性ではなく、サービスを利用しながら地域とのつながりを維持できる仕組みづくりに取り組んでいくことが重要となる。
- ◎ 介護家族の状況や抱える課題、多様なニーズなどを踏まえ、それらに対応できる幅広い支援策を検討・展開することが重要となる。
- ◎ 地域活動の中で介護予防に取り組む際には、「個人の介護予防」「単なる参加」に留まるのではなく、「活動の支え手」や「参加者間での日常の支え合い」が生まれるなど、地域の支え合い・地域力の向上につなげていけるよう図る必要がある。

2) 生活圏域別の現状・課題

圏域別に高齢者の状況をみると、高齢化率と認定率ともに、南部（庄内）が最も高くなっている。

圏域名 (地域包括支援 センター)	小学校区	人口	高齢者数	高齢化率	認定者数 (65歳以上)	認定率 (65歳以上)
①北西部(柴原)	桜井谷、桜井谷東、刀根山、大池、螢池、箕輪	72,550	16,735	23.1%	3,435	20.5%
②北中部(少路)	野畑、北緑丘、少路、上野、東豊中、東豊台	64,164	15,444	24.1%	2,951	19.1%
③北東部(千里)	北丘、東丘、西丘、南丘、新田、新田南、東泉丘	63,776	15,700	24.6%	3,002	19.1%
④中部(中央)	克明、桜塚、南桜塚、熊野田、泉丘	56,101	13,224	23.6%	2,655	20.1%
⑤中東部(緑地)	緑地、寺内、北条、小曾根、高川、豊南	49,243	12,167	24.7%	2,484	20.4%
⑥中西部(服部)	原田、豊島、豊島北、豊島西、中豊島	55,377	14,791	26.7%	3,185	21.5%
⑦南部(庄内)	野田、島田、庄内、庄内南、庄内西、千成	44,060	14,890	33.8%	3,776	25.4%
全市域		405,271	102,951	25.4%	21,488	20.9%

資料：住民基本台帳（平成29年10月1日現在）、高齢者支援課

第7期計画策定時に実施した高齢者を対象としたアンケート調査結果や高齢者人口の状況等を踏まえて、日常生活圏域別の現状・課題などを整理する。

(1) 北西部圏域

- ◆高齢化率・後期高齢化率は市全体と比べて低く、今後は緩やかに進行していくことが予測される。
- ◆独居高齢者世帯が少なく、夫婦二人暮らし世帯も市全体と同様の傾向にあることから、子ども等との同居世帯も多いことが考えられる。また、生活が苦しい高齢者は市全体と比べて少なく、経済的に余裕がある高齢者が多いことがうかがえる。
- ◆持ち家（一戸建て）で暮らす高齢者が非常に多く、在宅認定者では2階にあがることができないといった課題を抱えている。
- ◆地理的に坂道が多く、外出がしづらい、買い物ができないといった課題を抱える高齢者が多い傾向にあり、外出支援・買い物支援などの具体的な支援を検討する必要がある。
- ◆地域包括支援センターの認知度が高く、一般高齢者や要支援認定者での利用意向も高い。
- ◆在宅認定者では、往診を受ける人が少なく、在宅生活の継続に向けて往診してくれる医療機関を求める声が多いため、在宅医療の提供体制の状況・課題把握が必要。
- ◆校区によっては高齢者にとって公共施設が1か所に集中してしまっているところもあり、拠点の分散化や新たな活動場所の創出が課題。

(2) 北中部圏域

- ◆高齢化率・後期高齢化率は市全体と比べて低いものの、平成32年(2020年)以降で急激に進行することが予測される。
- ◆独居高齢者世帯が少なく、夫婦二人暮らし世帯は市全体を少し上回る状況。また、生活が苦しい高齢者は市全体と比べて少なく、経済的に余裕がある高齢者が多いことがうかがえる。
- ◆要介護状態になるリスクをもつ高齢者は少ない。
- ◆賃貸住宅(マンション・UR・公社)で暮らす高齢者が多く、エレベーターがないといった問題が顕在化している。また、地理的に坂道が多く、外出がしづらといった課題を抱える高齢者が多い傾向にあり、外出や閉じこもり予防に向けた具体的な支援を検討する必要がある。
- ◆他圏域と異なり急激な高齢化が予測される中で、ボランティアやグループ活動への参加率が高く、今後の住民主体の地域づくりへの参加意向も高いことなどから、地域での交流や支え合い・助け合いなど、住民主体の取り組みの展開を検討することが大きなポイントとなる。
- ◆全体として公共施設が少なく、活動をする拠点を発掘していく必要がある。

(3) 北東部圏域

- ◆高齢化率・後期高齢化率は市全体と比べて低く、今後は、高齢化率は減少し、後期高齢化率も横ばいで推移することが予測される。
- ◆夫婦二人暮らし世帯と独居高齢者世帯を合わせた割合が市全体と比べて高いことから、高齢者のみ世帯の占める割合が高いことがうかがえる。
- ◆要介護状態になるリスクをもつ高齢者は少ない。
- ◆府営住宅・市営住宅で暮らす高齢者が多く、エレベーターがないといった問題が顕在化している。また、地理的に坂道が多く、外出がしづらといった課題を抱える高齢者が多い傾向にあり、外出や閉じこもり予防に向けた具体的な支援を検討する必要がある。
- ◆高齢者のみ世帯が多い傾向がうかがえることも影響し、今後の生活について自宅志向が弱い。
- ◆介護者に高齢の配偶者、男性などが多く、抱える課題も多くなっていることから、介護者への支援についても検討が必要である。
- ◆マンション単位のサロンの活性化や住民同士が助け合える仕組みづくりを構築し、ニーズに対応できる支援者を増やすことが必要。

(4) 中部圏域

- ◆高齢化率・後期高齢化率は市全体と比べて低く、今後は緩やかに進行していくことが予測される。
- ◆住まいは市全体と同様の傾向となっているが、持ち家（一戸建て）に住む高齢者も、持ち家（マンション）も住む高齢者もある程度の割合を占めており、日常的な支援等については、それぞれの特性などを踏まえたアプローチが必要となっている。
- ◆要介護状態になるリスクをもつ高齢者は少なく、主観的健康観の高い高齢者が多い。
- ◆今後の生活や死期が迫っているときの療養生活については、自宅を希望する在宅認定者が多い。また、在宅認定者では、在宅生活の継続に向けて往診してくれる医療機関を求める声が多くなっている。
- ◆自治会のない特定地域では孤独死が続いており、見守り体制をつくっていく必要が出てきている。

(5) 中東部圏域

- ◆高齢化率・後期高齢化率は市全体と比べて低く、高齢化率は横ばいで推移するが、後期高齢化率は緩やかに増加していくことが予測される。
- ◆生活が苦しい高齢者は市全体と比べて多く、主観的幸福感も低い状況にある。
- ◆要介護状態になるリスクを持つ高齢者の割合は、市全体と比べて高い。また、親密な近所づきあいをする高齢者は多いことがうかがえるが、住民主体の地域づくりへの参加意向は低いため、身近な地域での介護予防活動の積極的な展開方法を検討する必要がある。
- ◆要介護状態になるリスクを持つ高齢者が多く、配食ニーズや買い物ニーズも高いことから、介護予防につながるような具体的な生活支援（通いの場づくり、社会参加による介護予防など）を検討する必要がある。
- ◆賃貸住宅（アパート・文化住宅）で暮らす高齢者が多く、住まいに関する困り事が顕在化しつつあり、住まい方への支援の検討が必要となっている。
- ◆住環境について「近くに病院がない」とする人が多いなかで、往診を受ける高齢者は少なくなっており、在宅医療の提供体制の現状・課題の把握が必要。
- ◆OPHや市営住宅など大き目の集合住宅もあるが、昔ながらの文化住宅が立ち並ぶ地域もあり、エリア内に高齢化率の特に高い地域と低い地域が混在し、それぞれのアプローチが必要。
- ◆地域貢献に前向きな事業所が多く、地域との連携をどのようにコーディネートしていくかが課題。

(6) 中西部圏域

- ◆高齢化率・後期高齢化率は市全体と比べて高く、高齢化率は横ばいで推移するものの、後期高齢化率は市全体を上回る形で推移していくことが予測される。
- ◆要介護状態になるリスクを持つ高齢者の割合は、市全体と比べて高い。また、親密な近所づきあいをする高齢者は多いことがうかがえるが、ボランティアやグループ活動の参加率や住民主体の地域づくりへの参加意向は低い。また、身近な地域での介護予防活動について、効果的な展開方法を検討する必要がある。
- ◆住環境について「買い物する場所がない」とする人が多いなかで、買い物ニーズも高いことから、具体的な買い物支援について検討する必要がある。(空港南部地域は畑や工業地域であり、スーパー等もなく、買い物困難地域あり)
- ◆賃貸住宅(アパート・文化住宅)で暮らす高齢者が多く、住まいに関する困り事が顕在化しつつあり、住まい方への支援の検討が必要となっている。
- ◆介護予防や生活支援につないでいくためにも、地域包括支援センターの認知率の向上を図る必要がある。
- ◆住環境について「近くに病院がない」とする人が多いなかで、通院する高齢者の割合は低くなっており、「交通の便が悪い」という課題も踏まえ、通院支援・移動支援に向けた検討が必要である。
- ◆古くからの地の人が地縁型の団体の役員を担っている地域がある一方で、近年大型マンションも増えており、新旧の連携をどのようにつないでいくのかなどが新たな課題。
- ◆猪名川を越えて生活圏が尼崎、園田になる地域があり、交通の便が悪く、市役所等の移動手段が課題。

(7) 南部圏域

- ◆高齢化率・後期高齢化率は市全体と比べて非常に高く、高齢化率は横ばい・減少で推移するものの、後期高齢化率は市全体を上回る形で推移していくことが予測される。
- ◆要介護状態になるリスクを持つ高齢者の割合は、市全体と比べて高い。
- ◆親密な近所づきあいをする高齢者は多く自治会加入率も市全体と比べて高いものの、ボランティアやグループ活動の参加率や住民主体の地域づくりへの参加意向は低い。また、地域での交流を通じた介護予防を希望する高齢者が少ないことから、さらにニーズ等の把握を進め、効果的な介護予防活動の展開方法を検討する必要がある。
- ◆賃貸住宅(アパート・文化住宅)で暮らす高齢者が多く、住まいに関する困り事が顕在化しつつあり、住まい方への支援の検討が必要となっている。
- ◆介護予防や生活支援につないでいくためにも、地域包括支援センターの認知率の向上を図る必要がある。
- ◆介護者に子ども世代(働き盛りの世代)が多く、抱える課題も多くなっていることから、介護離職の防止などを含めた介護者への支援についても検討が必要である。
- ◆文化住宅・長屋の空き家が増えてきていることから、気になる町会・入れ替わりが激しい集合住宅や震災復興住宅などを民生委員と一緒にローラー作戦を行い、把握する必要がある。
- ◆一部の地域は、高速道路や踏切で校区が分断されており、活動拠点までの送迎が課題。

3. 取り組みの方向性と展開

平成 30 年度（2018 年度）から平成 32 年度（2020 年度）の 3 年間では、これまでの取り組みや地域の課題、生活支援コーディネーターの役割などを踏まえ、「地域人材の育成・組織化」、「地域課題解決力の強化（生活支援）」の 2 つを取り組みの柱として、「地域における支え合いの体制づくり」に関連する取り組みを推進する。

なお、「地域における支え合いの体制づくり」に関連する取り組みについては、以下に示す「第 1 層（市全体）」「第 2 層（生活圏域）」「第 3 層（小学校区）」の 3 階層で、それぞれの特性に応じた取り組みを展開していく。（当面は、第 3 層（小学校区）の横展開を重視する。）

階層	相談窓口	ニーズ把握	担い手づくり・支援活動
第 1 層 （市全域）	すこやかプラザ（市） 社協 ※全市的な相談窓口	匿名性が高いニーズ 専門性が高いニーズ	全市的な活動 ※広域全市統一の活動
第 2 層 （生活圏域）	地域福祉活動支援 センター ※身近な相談窓口	地域とのつながりの薄い 人・匿名性のあるニーズ	生活圏域での活動 ※安心サポーター等校 区に関わりの少ない人等
第 3 層 （小学校区）	校区福祉委員会 なんでも相談窓口 ※地域密着の窓口	ローラー作戦や小地域 ネットワークによる潜在的 なニーズの把握	小地域ネットワーク ※地域密着型の活動

地域人材の育成・組織化

高齢者をはじめ地域住民が、「地域における支え合い」「介護予防」が自分に関係することであるという意識を持ち、具体的に活動していけるよう、多様な機会・場・媒体を活用した意識醸成の取り組みを展開する。

また、住民の意識醸成と並行して、地域において支え手となり得る人の様々な活動ニーズに対応できるよう、また「支えられていた人も支え手に」という視点に立ち、多様な人材育成のメニュー・プログラム、社会参加の場・機会づくりを実施する。

【主な取り組み】

意識醸成

- 敬老の集い
- マンションサミット
- 生活支援コーディネーターニュースの発行、フェイスブックの運営
- 地域福祉巡回講座 など

人材育成・組織化

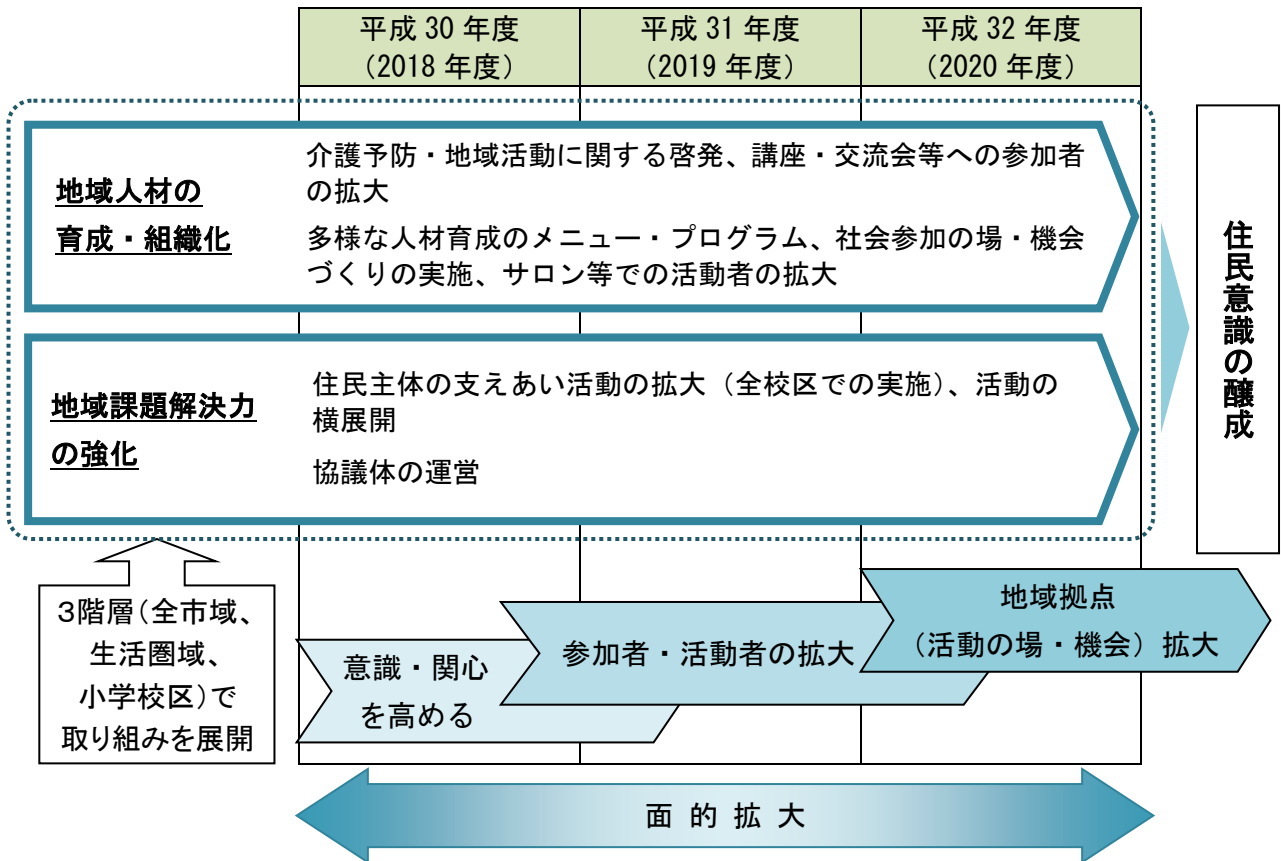
- とよなか地域ささえ愛ポイントの普及啓発
- 介護予防お助けバンクの創設・運営
- 安心サポーターの養成
- シニア層の就労プログラムの開発・展開（豊中あぐり、内職広場等）
- 多様な社会参加の場の創出に向けた取り組み（教養講座等） など

地域課題解決力の強化

「第1層（市全体）」「第2層（生活圏域）」「第3層（小学校区）」の各階層での課題解決に向けた具体的な取り組みを展開するとともに、地域の多様な主体による課題の把握・共有や解決策の検討の場である協議体を運営する。

- 【主な取り組み】**
- 地域課題の解決に向けた取り組み（セーフティネットの構築、介護者の組織化、課題ごとのプロジェクトの実施など）
 - ぐんぐん元気塾
 - 福祉便利屋事業
 - 事業者との情報共有・情報交換
 - その他の支援団体、NPO、民間事業所等との連携
 - 各階層での協議体の運営 など

【取り組みの展開イメージ】



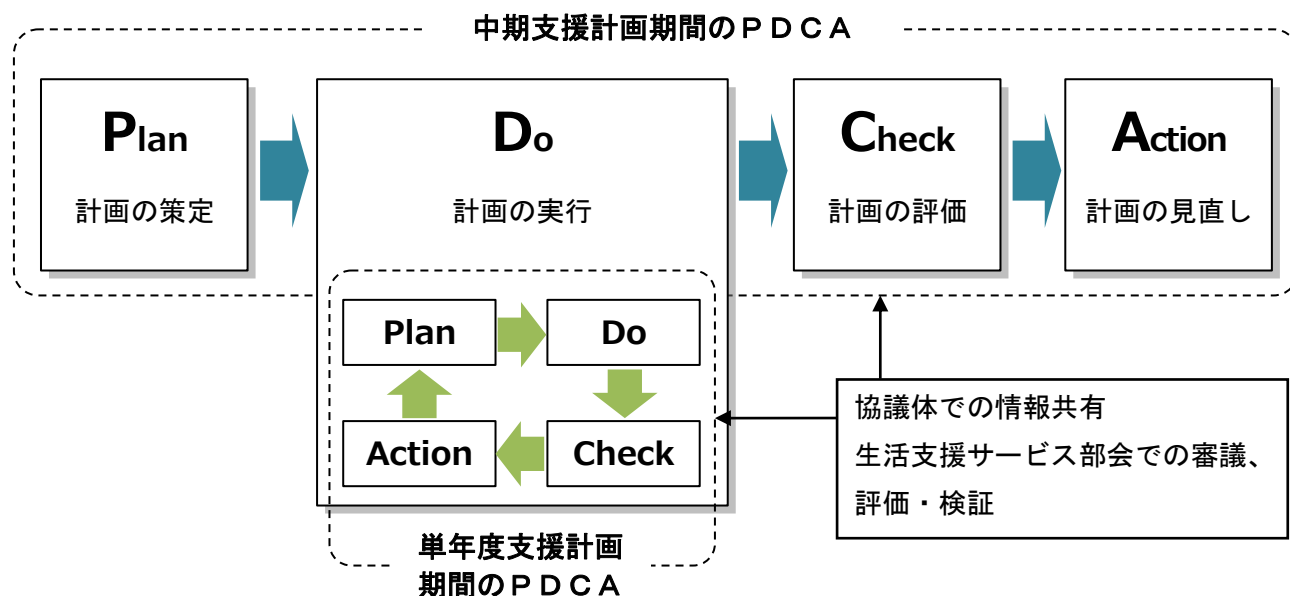
4. 計画の推進

本計画の推進にあたって、具体的な取り組みについては、単年度支援計画を策定したうえで、実施していく。

単年度支援計画については、地域住民の意思や、支援団体などの意向等不確定な要素も多いことから、計画内容に加えて第1層及び第2層の協議体における議論を通じて生活支援コーディネーターが把握した地域課題や解決方法等も柔軟に採り入れるとともに、市の生活支援サービス部会での審議を行う。

また、単年度の取り組み内容及び成果、課題については各階層の協議体で情報共有するとともに、生活支援サービス部会において評価し、単年度でPDCAサイクルを回していくものとする。

さらに、中期支援計画については、計画期間の最終年度である平成32年度（2020年度）に、第1層協議体および生活支援サービス部会においての評価・検証し、3年間の計画期間でPDCAサイクルを回していくものとする。



なお、本計画を評価するにあたっての指標については、第7期計画で設定した計画値を踏まえ、本計画における計画値を下記のとおり設定する。また、引き続き、生活支援サービス部会や協議体などで量的評価や質的評価の手法を含めて検討を進めることとする。

【計画値】

取り組み		単位	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
福祉便利屋事業 (訪問型) 【重点】	校区数	校区	21	38	38
	登録者数	人	210	380	570
ぐんぐん元気塾 (通所型) 【重点】	校区数	校区	32	38	38
	登録者数	人	640	760	950
			事業対象者・要支援要介護者割合の増加		
とよなか地域 ささえ愛ポイント事業	ボランティア 登録者数	人	1,500	1,500	1,500
安心サポーター事業	安心サポーター 数	人	550	600	650
介護予防お助けバンク	登録者数	人	50	70	90
豊中めぐり	会員数	人	50	70	90
内職広場	登録者数	人	25	40	55
(仮称) 社会参加度チェック表による住民の状況			住民の社会参加度や意識等の変化の把握 (質的なデータとして把握)		

令和3年度地域密着型サービス運営検討部会について（概要）

令和3年(2021年)11月9日(第2回)、令和4年(2022年)2月9日(第3回)に豊中市地域密着型サービス運営検討部会(以下「部会」という。)が開催されました。なお、今回は新型コロナウイルス感染症対応のためWEB会議にて実施しました。概要は以下のとおりです。

1. 地域密着型サービス事業者の新規指定について

サービス種類	事業所名	所在地	圏域	指定年月日
① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	ウエル定期巡回サービス	豊中市利倉3丁目4番19号	中西部	令和3年12月1日
② 地域密着型通所介護	ワンステップ 自立支援特化型デイサービス	豊中市北桜塚3丁目8番30号	中部	令和4年3月1日
③ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	特別養護老人ホーム 清浄苑	豊中市豊南町東2丁目10番1号	中東部	令和4年3月1日
④ 認知症対応型共同生活介護(介護予防含む)	グループホーム 清浄苑	豊中市豊南町東2丁目10番1号	中東部	令和4年3月1日
⑤ 認知症対応型通所介護(介護予防含む)	慶生会 ゆったり デイサービス豊南	豊中市豊南町東2丁目10番1号	中東部	令和4年3月1日
⑥ 地域密着型通所介護	スマイルリハビリ デイサービス	豊中市西緑丘1丁目7番11号	北中部	令和4年4月1日

上記の事業者について申請内容を報告し、指定の了承が得られましたので、令和3年12月1日、令和4年3月1日及び4月1日付で指定を行うことといたしました。なお、③④⑤の事業所については、平成30年度から令和2年度の第7期介護保険事業計画期間に公募により決定した事業所で、地域密着型の特別養護老人ホームを中心とする複合施設です。

2. その他案件

地域密着型サービス事業者の指定更新について

地域密着型通所介護3事業所、小規模多機能型居宅介護3事業所、認知症対応型共同生活介護3事業所、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護1施設の指定更新について報告を行いました。こちらも更新申請手続きに際して、書類審査やヒアリングを実施した結果、特段の支障が見受けられなかったため指定更新を行いました。

令和3年度第3・4・5回 地域包括支援センター運営協議会
概要報告

○令和3年度第3回（9月6日開催）の標記会議の主な内容は以下のとおりです。

1) 令和3年度豊中市地域包括支援センター外部評価結果について

令和2年度の7圏域の地域包括支援センターの事業評価結果の報告を行い、審議の結果、承認されました。

○令和3年度第4回（9月21日開催）の標記会議の主な内容は以下のとおりです。

1) 地域包括支援センター運営事業委託法人選定にかかるプレゼンテーション（面接）審査及び選定について

令和3年度末で委託期間が終了する地域包括支援センター運営事業について、令和4年度からの7つの日常生活圏域での当該事業を委託する法人を公募型プロポーザル方式により募集し、それぞれ1法人ずつの応募がありました。審査の結果、下記のとおり7圏域の委託運営法人が選定されました。

日常生活圏域	地域包括支援センター名 (本センター及び分室含む)	運 営 法 人
北東部	千里地域包括支援センター	社会福祉法人 豊中ファミリー
北中部	少路地域包括支援センター	プラスワンケアサポート株式会社
北西部	柴原地域包括支援センター	社会福祉法人 大阪府社会福祉事業団
中 部	中央地域包括支援センター	社会福祉法人 豊中市社会福祉協議会
中東部	緑地地域包括支援センター	社会福祉法人 愛和会
中西部	服部地域包括支援センター	社会医療法人 北斗会
南 部	庄内地域包括支援センター	社会福祉法人 淳風会

○令和3年度第5回（11月16日開催）の標記会議の主な内容は以下のとおりです。

1) 認知症初期集中支援チーム委託法人選定にかかるプレゼンテーション（面接）審査及び選定について

令和3年度末で委託期間が終了する認知症初期集中支援チームについて、令和4年度から当該事業を委託する地域包括支援センターを募集し、1包括から応募がありました。審査の結果、下記のとおり選定されました。

地域包括支援センター名	運 営 法 人
服部地域包括支援センター	社会医療法人 北斗会